外国人児童生徒等教育の現状と課題

令和7年11月

文部科学省総合教育政策局 国際教育課



公立学校に在籍する外国人児童生徒数の推移



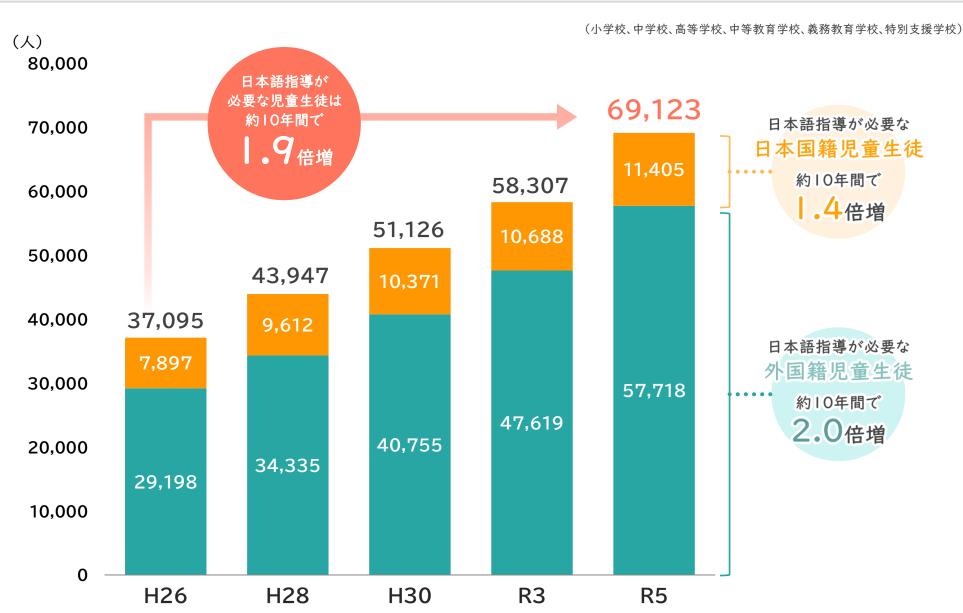
● 公立学校に在籍する外国人児童生徒数は、10年間で約6.2万人増加し、約13.9万人となっている。



(出典)文部科学省「学校基本統計」を基に作成

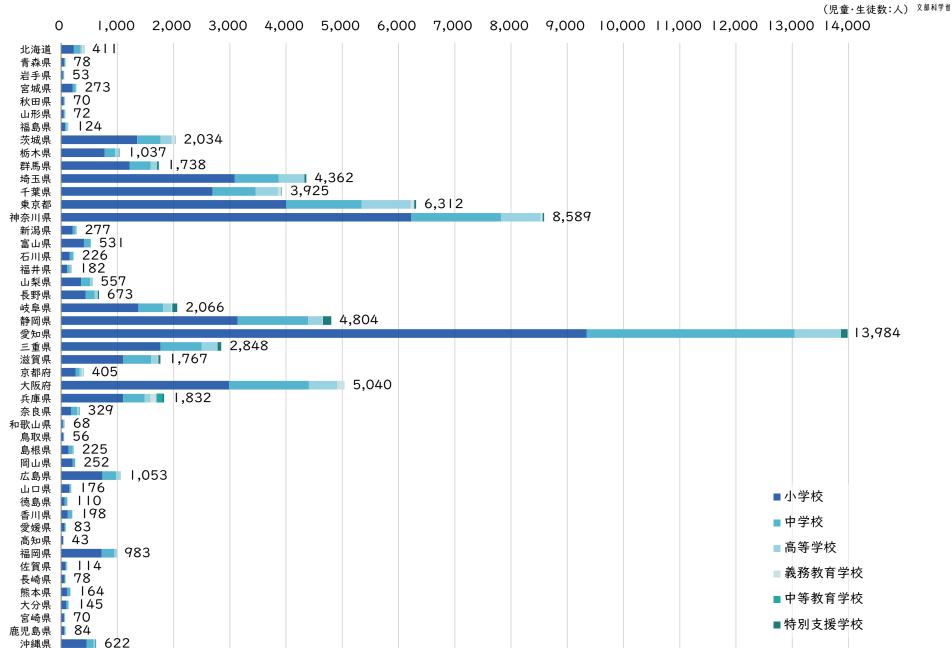
公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移





日本語指導が必要な児童生徒の学校種別在籍状況(都道府県別)※日本国籍·外国籍合計(令和5年度)

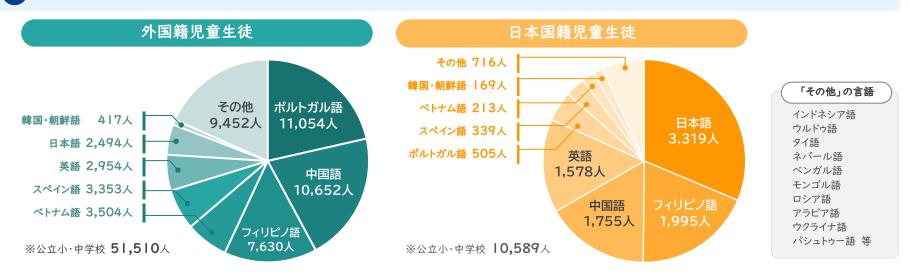




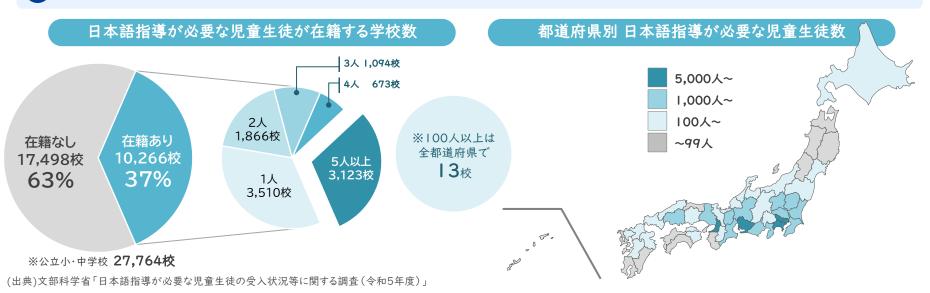
外国人児童生徒等に対する日本語指導の現状



■ 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している



2 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる



1.指導内容の深化・充実

義務教育段階における日本語指導のための特別の教育課程について



■ 指導内容: 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導

指導対象: 小·中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒

3 指導者: 日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)

または、日本語指導担当教員+指導補助者

4 授業時数: 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする

指導の形態及び場所:原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導

指導計画の作成及び学習評価の実施:計画及びその実績は、学校設置者に提出



2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた 日本語指導計画の作成・評価の実施
- ▶ 教職員等研修会や関係者会議の実施
- 学校教育における 「日本語指導」の体制整備



地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上

組織的・継続的な支援の実現



3. 支援体制





設置者

・学校への指導助言・人的配置、予算措置・研修の実施等

・学校教育への位置付け・指導計画の作成、指導、評価 等

支援者・専門的な日本語指導・母語による支援・課外での指導・支援等



高等学校段階における日本語指導の特別の教育課程について



- 公立高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は増加している(H22:2,224人→R3:4,808人)。 外国人生徒向け高校進学ガイダンスや、公立高等学校入学者選抜における外国人生徒特別定員枠の設定等の取組が進められており、今後も増加が見込まれる。
- 他方、公立高等学校の日本語指導が必要な生徒については、高校生全体に比して、中途退学率が高い、就職者における 非正規就職率が高い、等の課題が明らかになっている。
- このような状況の中、高等学校において日本語指導が必要な生徒に対し、日本語指導をはじめとするきめ細かい指導・支援の取組 を進めることが重要。

令和3年1月の中教審答申、同9月の検討会議報告の提言を踏まえ、高等学校段階において「特別の教育課程」を編成し、 日本語の個別指導とその単位認定を可能とする省令・告示等の改正を令和4年3月に行い、令和5年4月に制度の運用を 開始した。

改正の概要

学校教育法施行規則の改正

- 高等学校において、日本語を理解し、使用する能力に応じた特別 の指導を行う必要がある者を教育する場合には、特別の教育課程 によることができる。
- 特別の教育課程による指導の実施形態は、
 - ① 生徒が在学する高等学校において指導を受ける
 - ② 他の高等学校に定期的に通級し、指導を受ける

高等学校学習指導要領・特別支援学校高等部学習指導要領の改正

- 日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、教師間の連携、 個別の指導計画の作成に努める。
- 単位の修得の認定に関する留意事項として、
 - ① 学校は、生徒が履修した成果が指導目標からみて満足できると 認められる場合は、単位の修得を認定しなければならない
 - ② <u>年次ごとの単位の認定を原則</u>とするが、年度途中から指導を 開始する場合などは、<u>2以上の年次にわたる授業時数を合算</u> して単位の修得を認定することもできる。

平成26年文部科学省告示第1号の改正

- 日本語の能力に応じた特別の指導を、高等学校の教育課程に加え、 又はその一部に替えることができる。
- ただし、必履修教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動に 替えることはできない。
- 日本語の能力に応じた特別の指導に係る修得単位数は、21単位を 超えない範囲で、<u>卒業までに履修させる単位数(74単位以上)に</u> 含めることができる。

加える場合の例(授業時数が増加する)

各学科に共通する 必履修教科·科目 総合的 な探究 の時間

選択教科 ·科目 日本語の能力に 応じた特別の 指導

に 特別 活動

一部に替える場合の例(授業時数が増加しない)

各学科に共通する 必履修教科·科目 総合的 選択 な探究 教科・ の時間 科目

日本語の能力 応じた特別の 指導

に 特別 活動

特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒等



● 特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒数及び割合(令和5年度)

	特別な配慮に基づく指導を受けている 児童生徒数(人)	日本語指導が必要な児童生徒のうち、 特別な配慮に基づく指導を受けている 児童生徒の割合(%)		
外国籍	52,176 (43,332)	90.4% (91.0%)		
日本国籍	9,878 (9,419)	86.6% (88.1%)		

※()は令和3年度。

● 「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒数及び学校数(令和5年度)

	「特別の教育課 受けている児 <u>i</u>	程」よる指導を 童生徒数(人)	「特別の教育課程」による指導を 行っている学校数(校)			
	外国籍	日本国籍	外国籍	日本国籍		
義務教育段階	37,500 (31,796)	6,809 (6,361)	5,880 (4,943)	2,363 (2,239)		
高等学校段階	215	30	33	13		

※()は令和3年度。高等学校段階における「特別の教育課程」は令和5年度から制度導入。

文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のためのことばの発達と習得のものさし (略して「ことばの力のものさし」)



文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のための

ことばの発達と<mark>習得のものさし</mark> (略して「ことばの力のものさし」)

何のために評価する?

- ことばの力のものさしは、多文化多言語の子どもの年齢に伴う認知的な発達を支えることばの力を捉えるためのものです。
- 一人ひとりの子どもに応じた学習・指導計画を立てるために行う「学習を支える評価」です。

誰の何を評価する?

- ・小学校段階から高等学校段階までの子どものことばの力を評価します。
- 一人でできることだけでなく、支援を得て発揮できる最大限の力を評価します。
- ・年齢に伴うことばの発達と日本語習得の各段階に応じて、評価の目安となる重要な力に絞って記述しています。

思考・判断・表現を支える包括的なことばの力(複数言語での力)の発達ステージとは?

- ・日本語も母語もあわせて、子どもが持っているすべてのことばのレパートリーを使って、最大限にできることを、次の観点から、A~Fの6つのステージで評価します。
- ステージが一段階進むのには、数年かかるのが一般的です。

▼ 「包括的なことばの発達ステージ」の各段階の特徴 /

	年齢枠の範囲	各ステージの特徴
ステージF [評価・発展]期	中3-高校 段階	中学~高校の教科学習内容、抽象的概念、実社会の話題 多角的・批判的視点からの議論・意見、分析・評価、推敲
ステージE 【抽象】期	か5~中2 段思 へ	高学年~中学の教科学習内容、抽象的概念 主題・要点の解釈、一貫性のある説明、ジャンル別作文
ステージD 【因果】期	が3~0.4 日 ませる	中学年の教科学習内容、基本的概念 因果関係の理解・説明、テーマ作文
ステージC 【順序】期	<u>01-02</u> 08 08 ↑ 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	身近なこと・経験したこと、低学年の内容 順序に沿った理解・表現、出来事作文
ステージB イマココから順序]期	一 間 く・話す	身近なこと・経験したこと、幼児・低学年前半の内容 対話による支援を得て、おおまかに理解・表現
ステージA 【イマココ】期		身近なこと・経験したこと、幼児・低学年前半の内容 対話による支援を得て、断片的に理解・表現

日本語固有の知識・技能の習得ステップとは?

- ・日本語の知識・技能の習得状況を次の観点から、8つのステップで評価します。
- ステップの進み具合は個人差が大きいです。数ヶ月でいくつものステップを進めるケースもあれば、 数年同じステップにとどまるケースもあります。

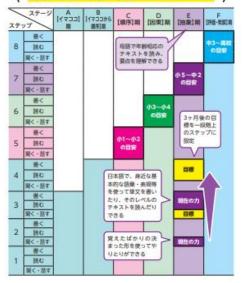
▼「日本語の習得ステップ」の各段階の特徴 /

	小1~小2段階	小3~小4段階	小5~中2段階	中3~高校段階
ステップ8				中学から高校レベルの教科学習に必要 な語彙・表現、談話・文章
ステップ7			高学年から中学レ 話・文章	ベルの教科学習に必要な語彙・表現、談
ステップ6		中学年レベルの教	材学習に必要な語彙	責・表現、談話・文章
ステップ5	日常的な語彙・表現 低学年レベルの談談		文・重文・複文の生	巨成)
ステップ4	日常的な語彙・表現	見 (制限あり)、単3	文から基礎的な重文	- 複文
ステップ3	身近な語彙・表現、	単文		
ステップ1~2	ごく限られた語、方	文字の習得の開始		

評価から指導・支援へ

- 学校や家庭、地域の学習教室などで、 子どもの普段の生活や学習の様子を、多 角的・包括的に観察しながら活用します。
- DLAやその他のアセスメント、テストとの併用、母語でのアセスメントも効果的です。
- 「包括的なことばの発達ステージ」を横軸、 「日本語の習得ステップ」を縦軸として 示すマトリックス図を使って、対象の子 どものことばの現在の力を確認します。
- 「包括的なことばの発達ステージ」には、
 日本語と母語の4技能の中で一番高いステージを記します。
- ・年齢枠の目安との位置関係を確認し、学習・指導計画の中で、子どもの強みを活かしながら、目標の位置を決めます。
- ・子どもの「わかる!」「できる!」を大切に、学習・指導計画を考えます。

ステージとステップのマトリックス図 (滞日4か月の中学2年生:E2~3のケース)



文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のための対話型アセスメントDLA

Dialogic Language Assessment for Culturally Linguistically Diverse Students

※「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」を改訂

概要

目的:多文化多言語の子供が、自分自身が持っているすべてのことばを使って「何ができるか」ということ、また、「一人でできること」 たけではなく、「支援を得てできること」を、対話を通して多角的かつ包括的に把握することを目的としたアセスメント ツール。

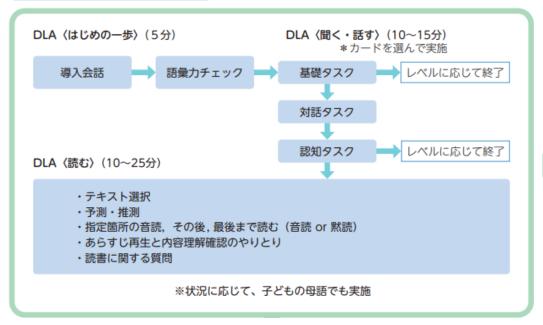
対象:原則として言語形成期にある小中学生を対象。高校生にも応用できる。

構成: <はじめの一歩〉、<聞く・話す〉、<読む〉から構成。<はじめの一歩〉は、挨拶や身の回りの質問に答える「導入会話」と、絵カードを使って子供の日常に関わる語彙を答える「語彙カチェック」から成る。

子供の状況に合わせてタスクを選んで実施し、1授業時間以内に終了。

DLA実施と評価のフローチャート

※多言語DLAとして、ポルトガル語、中国語、フィリピン語、ベトナム語、スペイン語、 英語、ネパール語、ロシア語のDLA〈はじめの一歩〉と〈聞く・話す〉も収録



評価

- ・DLA実施場面を録音・録画したデータを聴き(見)ながら、評価メモを使って、 子供が「できること」、「支援を得てできること」を振り返る。
- ・その内容を「ことばの力のものさし」の記述文と照らし合わせ、日常の観察を含めて、子供の「ステージ×ステップ」における現在の力を評価。
 - ⇒得られた情報を<u>その後の学習の指</u>導・支援に役立てる。

※〈書〈〉については、制限時間内に一編の作文を書かせるよりも、普段の授業などで 支援を受けながら作文を書く過程や、そうして書いた作文を一定期間(例えば I 学期間)蓄積して評価する。

多文化多言語の子供の「ことばの力」をはかるオンライン・アセスメントマニュアル

概要

オンライン・アセスメント マニュアルは、多文化多言語の子供の「ことばの力」をはかるアセスメント(日本語・ 母語)を、オンラインで実施する方法についてわかりやすく示したもの。

<オンライン・アセスメントの必要性等>

散在地域は、アセスメントを実施した経験のある人材が少なく、実施に向けた条件が整っていないと推測

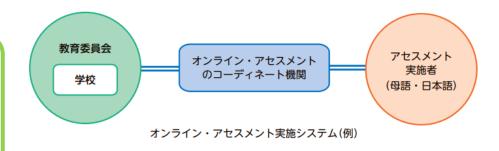
⇒専門家等によるアセスメントが適切行われる環境を整備

子供の思考・判断・表現を支える包括的なことばの力をより正確に把握するためには母語アセスメントが有効だが、 それができる人材は全国でも多くはない

⇒集住地域・散在地域問わず、全国のどこでも母語アセスメントが実施できる

実施方法

- ・学校はチェックシートにその子供の言語環境や学校 での様子を記入し、アセスメント実施者がアセスメ ントの必要性を判断。
- ・実施する場合、子供を日常的に指導する教師や支援員への短時間の事前ヒアリングをした上で、 Ⅰ授業時間内(日本語、母語はそれぞれⅠ授業時間)でオンライン・アセスメントを行う。
- ・実施後は、アセスメント・レポートを学校に送付し、アセスメント実施者と学校がオンラインでフォローアップ会議を開く。
 - ※コーディネーター的な役割を果たす人材や 機関が重要
 - ⇒<u>アセスメントの結果を日常の指導に活かし、</u> 保護者との関係構築の基盤とする



本マニュアルの構成

本マニュアルは、次のようなアセスメント実施の流れに沿って構成されています。



外国人児童生徒受入れの手引



● 外国人児童生徒等教育にかかわる様々な人々(日本語指導担当教師、日本語指導の支援者、外国人児童生徒等の在籍学級の担任、学校管理職、指導主事等)が、それぞれの立場で具体的にどのような視点を持ち、どのような取組を行うことが必要かを示しています。

都道府県教育委員会の役割

- ・施策の推進方針の策定
- ・推進体制の整備
- ・人材確保と育成について

市町村教育委員会の役割

- 教育委員会が直接行う支援・指導
- ・連絡協議会等を通じて行う支援・指導





https://www.mext.go.jp /a_menu/shotou/clarin et/002/1304668.htm

※明石書店から販売もされています。

学校管理職の役割

- ・温かい面接を工夫する
- ・担任を支え、保護者との信頼関係を築く
- ・日本語指導の環境を整え、習得や適応の状況を 把握する
- ・児童生徒の成長を担任と見守る
- ・全教職員で取り組む体制をつくる
- ・地域連携をコーディネートする

日本語指導担当教師の役割

- ・児童生徒への教育活動
- ・校内の連携・共通理解
- ・家庭との連携・共通理解
- ・外部機関・地域との連携・共通理解

在籍学級担任の役割

- ・在籍学級での外国人児童生徒等の受入れ
- ・外国人児童生徒等の受入れ体制づくりと必要な指導
- ・共生の教育と学級の国際化
- ・保護者への対応と進路指導

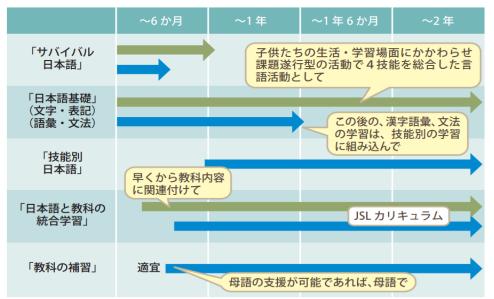
日本語指導の主なプログラムと配置について



▼日本語指導の主なプログラム

●サバイバル日本語	日本の学校生活や社会生活について必要な知識、日本語を使って行動する力を付けることが目的の学 習(挨拶の言葉や具体的な場面で使う日本語表現)					
2日本語基礎	文字や文型など、日本語の基礎的な知識や技能の学習 ((A)発音の指導、(B)文字・表記の指導、(C)語彙の指導、(D)文型)					
❸ 技能別日本語	「聞く」「話す」「読む」「書く」の言葉の4つの技能のうち、どれか一つに焦点を絞った学習					
4日本語と教科の統合学習	児童生徒にとって必要な教科等の内容と日本語の表現とを組み合わせた学習					
⑤ 教科の補習	在籍学級で学習している教科内容を取り出し指導で復習的に学習したり、入り込み指導として、担当教師や日本語指導の支援者の補助を受けたりしながら取り組む学習					

▼プログラムの配置



緑:小低・中学年 青:小高学年以上

例2)ロイさんの指導計画(来日3年目・小5・家庭内はネパール語)

「日本語はもう大丈夫。でも、勉強は分からない。社会科見学とか好きだけど、教科書は知らないことばばっかりだし、漢字がいっぱいある。言いたいことがあっても、なんて書けばよいかわからないから、書くのは苦手。

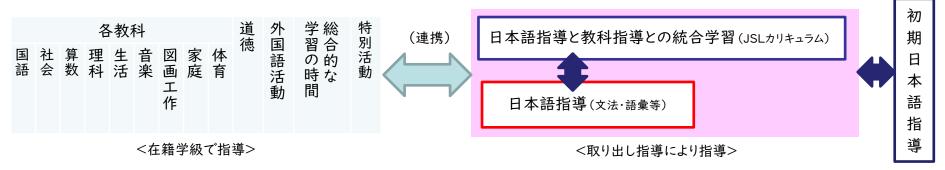
プログラム <i>/</i> 期間	~6ヶ月	~1年	~1年6ヶ月	~2年				
日本語の基礎	初級文型や基礎的な文法項目について習得状況を確認し、必要に応じて指導。 継続的な漢字学習(在籍学級での国語科の授業に関連づけて)							
技能別日本語ロイさんの関心にもとづき、ジャンルを決めて作文の指導をする。								
	文と文のつなぎ、紹介 文「ネパールの遊び」等		:主張、語彙・表現 チューバーの仕事」等					
内容と日本語の 統合学習 (JSLカリ)	ロイさんが好きだが日本 各単元に先行して1時間 通して理解を促す。							
キャリア/母語 母文化教育	中学校生活をイメージ させる。		将来の仕事、 社会との関わり	親に来日理由を インタビュー				

<ポイント>・学習言語能力の発達を促すための、指導(技能別日本語、JSLカリキュラム)を中心に
・自身の背景文化へのアイデンティティを安定化させ、将来像を描けるように。

日本語指導と教科指導との統合(JSLカリキュラム)

○指導の場

日本語指導が必要な児童生徒が在籍学級で各教科の指導を受けながら、日本語の能力に応じた「日本語指導と 教科指導との統合学習」を取り出し指導の場において行う。



○日本語指導と教科指導との統合学習の効果

- ・問題解決的な活動を基本にすることにより、具体的な活動と言葉の意味を結びつけることができる。
- ・具体物や直接体験を生かすことができる。
- ・日本語能力に応じた発問の仕方により、子供の理解を促進する。
- ・子供のつまづきに応じて学習活動を組み込める。

トピック型 JSLカリキュラム 子供たちの興味関心に 沿ってトピックを設定 体験→探求→発信

- ■「気候」・・・子供の実態と結びつける支援を行う。
- ○母国と日本の気候にはどんな違いがあるだろう。
- ○目標:母国や日本の季節について、写真や具体物、経験を基に表現できる。 気温や降水量のグラフを書き、母国と日本の気候の違いに気づく。 気候について調べたことを、友達に分かりやすく伝えることができる。

教科志向型 JSLカリキュラム

各教科に日本語で参 加できる力を育む 各教科の学習課程を重視

- ■面積の求め方(平行四辺形)・・・日本語の理解や表現を促す支援を行う。
- ○日本語の目標:平行四辺形の求積方法を表す表現に慣れる。
- ○活動の流れ(●課題を理解する。

②求積方法について、ヒントを参考にしながら考える。

- ③ワークをもとに、考えたことを整理しまとめる。
- ④自分が考えた方法以外について知る。

[「]特別の教育課程」による日本語指導を実施する場合は、年間10~280単位時間を標準とする。

高等学校における日本語指導体制整備に関する資料



文部科学省委託 「高等学校における日本語指導体制整備事業」2022

高等学校における 外国人生徒等の受入の手引



東京学芸大学 先端教育人材育成推進機構 外国人児童生徒教育推進ユニット

高等学校における外国人生徒等の受入れの手続き、日本語 指導の仕組み、支援体制作りに関する考え方や事例、そして 関連する情報で構成しています。



https://www2.ugakugei.ac.jp/~knihongo/feature/ upload/koko nihongo tebiki.pdf 文部科学省委託 「高等学校における日本語指導体制整備事業」2022

高等学校の日本語指導・学習支援のための ガイドライン



東京学芸大学 先端教育人材育成推進機構 外国人児童生徒教育推進ユニット

日本語指導、教科指導・教科学習支援、キャリア教育、多文化 共生教育に関し、具体的な内容構成や実施方法を提案します。 本事業で実施した調査を通して収集した具体例や実践・取り 組み事例、また、関係者の声なども採録しています。



https://www2.ugakugei.ac.jp/~knihongo/feature/ upload/koko nihongo guideline.pdf

外国につながりのある子供の特別支援教育に関する研究 障害のある外国人児童生徒等の学びの充実に向けた事例研究 一小・中学校の特別支援学級に焦点を当てて一

第5期中期目標期間(令和3年度~令和7年度)

障害のある外国人児童生徒等の学びの充実に向け、個々の事例をとおして「特別支援学級に在籍する外国につな

がりのある子供への指導・支援に関するQ&A(仮)」やこれを基にした研修コンテンツの作成を目指す。

調査研究

- ▶就学先決定の手続き
- ▶神奈川県内市町村 体制調査

事例調査

- **▶横須賀市**
- >横浜市
- ≻豊田市
- ≻四日市市
- ▶可児市 等

研究成果

特別支援学級に在籍する外国につながりのある 子供への指導・支援に関するQ&A(仮)





研修コンテンツ

研修モデル プログラム活用例



成果の活用

- ■特別支援学級担任
- ■国際教室扣当者
- ■通常の学級担任
- ■国際Co
- ■通訳者
- ■支援者
- ■教育委員会担当者
- ■外国にルーツのある 児童生徒等の教育委 にかかわる関係者 等

外国人児童生徒等の教育のための情報検索サイト









的 目

文部科学省では、教員を中心とする教育関係者が外国人児童生徒等に対して、効果的に日本語指導・教科指導等を行える環境づくりを支援する ため、情報検索サイト「かすたねっと」を公開しています。

このサイトでは、外国人児童生徒等の受入れ実績が豊富な教育委員会等作成の、「多言語の学校文書」や「外国人児童生徒等教育のための教材 」を、地域の実践事例として検索することができます。また、多言語の学校関係用語を検索したり、学校の予定表を多言語で作成したりすることもで きます。

> トップページの このアイコンから 検索してください



文書検索

用語検索

予定表作成

検索サイトについて

トップページのアドレス

https://casta-net.mext.go.jp/



管理運営について

「かすたねっと」は2024年度「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援 基盤整備事業」により、システム運用および公開情報の管理を㈱BTreeに委 託しています。

公開情報の管理のため、㈱BTreeの担当者が情報を公開されている教育委 員会等に対してご連絡させていただく場合があります。

問い合わせ先

サイト運営に関すること

文部科学省総合教育政策局国際教育課日本語指導係 TEL 03-5253-4111(内線 2035)

公開情報、サイトの動作、資料・教材の 掲載に関すること

「かすたねっと」に関するご意見・お問い合わせ窓口

(https://casta-net.mext.go.jp/contact)に掲載のフォームよりお寄せください。

リンク先の内容に関すること

「かすたねっと」に登録されている著作物の内容、著作権などに関することは、それぞれの公開主 体(教育委員会等)にお問い合わせください。

教育振興基本計画における外国人児童生徒等教育に関する記載



5つの基本的な方針











● グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

(グローバル人材育成)

- 日本や外国の言語や文化を理解し、日本への愛着や誇りを持ちつつ、グローバルな視野で活躍するための資質・能力の育成が求められており、コロナ禍で激減した日本人学生・生徒の海外留学や、より若年段階からの国際的な交流活動の推進、外国人留学生の受入れ環境、大学等のグローバルの基盤・ルールの整備、外国語教育の充実、外国人への教育の充実、国際理解教育の推進などを図っていく必要がある。
- また、産学官をあげてグローバル人材を育成する取組の推進や、優れた外国人材の受入れを図る視点、外国につながる子供の持つ多様性を「長所・強み」として生かす視点、海外で学ぶ日本人の子供への教育を保障する在外教育施設の魅力を高める取組も重要である。あわせて、距離や場所、時間の制約を克服するデジタルの活用により様々な国際交流・教育プログラムの展開の可能性が生まれており、遠隔・オンラインとリアルを組み合わせた取組の推進が求められる。

2 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

(共生社会の実現に向けた教育の考え方)

- ・・・・地域社会の国際化が進む中、我が国で学ぶ外国人の子供や海外で学ぶ日本人の子供の学びも保障されるとともに、多文化共生の考え方も取り入れていく必要がある。
- ○誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイングを思いやることができる教育環境を個々の状況に合わせて整備することで、つらい様子の子供が笑顔になり、その結果として自分の目標を持って学習等に取り組むことができる場面を一つでも多く作り出すことが求められる。
- ○その際、支援を必要とする子供やマイノリティの子供の他の子供との差異を「弱み」として捉え、そこに着目して支えるという視点だけではなく、そうした 子供たちが持っている「長所・強み」に着目し、可能性を引き出して発揮させていく視点 (エンパワメント)を取り入れることも大切である。このことにより、マイノリティの子供の尊厳を守るとともに、周りの子供や大人が多様性を尊重することを学び、誰もが違いを乗り越え共に生きる共生社会の実現に向けたマジョリティの変容にもつなげていくことが重要である。

教育振興基本計画における外国人児童生徒等教育に関する記載





多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂









障害や不登校、日本語能力、特異な才能、複合的な困難等の多様なニーズを有する子供たちに対応するため、社会的包摂の観点から個別最適な学びの機会を確保するとともに、全ての子供たちがそれぞれの多様性を認め合い、互いに高め合う協働的な学びの機会も確保することなどを通して、一人一人の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現し、ウェルビーイングの向上を図る。その際、一人一人が持つ長所や強みに着目し、可能性を引き出して発揮させていくという視点や、多様性の尊重によるマジョリティの変容を重視するとともに、各施策間のつながりを念頭に置いた対応が図られるよう取組を推進する。

▶基本施策

○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進

• 外国につながる子供が自らの「長所・強み」を活用し可能性を発揮できるよう、多様性を尊重し、母語・母文化の重要性に配慮しつつ、国内の学校への円滑な適応を図る。このため、日本語指導を行うための教員配置や日本語指導補助者・母語支援員の派遣、オンラインによる指導や多言語翻訳システム等 ICT を活用した日本語指導・支援の実施、実践的な教員研修の実施、新たに制度化される高等学校を含む日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成実施の促進、学校全体での組織的な国際理解教育の推進などとともに、不就学の可能性がある外国人の子供の就学促進に向けた取組を推進する。その際、各地方公共団体における NPO 等を含む多様な主体との連携等、地域や社会での共生に向けた取組を促進する。

▶指標

・公立学校における日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合の増加

2. 指導体制の確保・充実

義務する

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律の概要

趣旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。

- ・基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正
- 事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- ・学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備 等

この改正により、学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた 学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

概 要

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

- 障害に応じた特別の指導(通級による指導)のための基礎定数の新設 (児童生徒13人に1人)
- 日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設 (児童生徒18人に1人)
- 初任者研修のための基礎定数の新設 (初任者6人に1人)
- 少人数指導等の推進のための基礎定数の新設(学校の児童生徒数に応じて算定)
- 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示

義務教育費国庫負担法の一部改正

都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、②夜間その他特別な時間に授業を行うものの 教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正

- 学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等 (学校教育法等の一部改正)
- 学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
- 教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し (地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
- 「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備(社会教育法の一部改正)

学校の指導・運営体制の充実

学校の運営の改善



概要

実施主体:都道府県、市区町村

日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等が、学校において特別の配慮に基づく指導を受けることができるようにするため、都道府県・市区町村が実施する体制整備等に要する経費を補助(補助率 1 / 3)

- 1. 補助事業のメニュー(都道府県レベル、市区町村レベルの双方)
- ○日本語指導に関する運営・情報共有のための会議の開催
- ○日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- ○幼児や保護者を対象としたプレスクールの開催
- ○親子日本語教室の開催
- ○オンラインによる指導や多言語翻訳システム等のICTを活用した日本語指導の実施
- ○高校生に対する日本語指導や進路指導等、包括的な支援の実施等
- 2. 補助対象経費

人件費、謝金、旅費、印刷製本費、借損料、通信運搬費、委託費等

3. 事業実績

令和7年度には、33都道府県、19政令市、31中核市、138市区町村にて事業実施

- <u>4. 実施事業(例)</u>
- ○集住市の拠点校、散在地域のノウハウを得るための協力校等を指定し、①散在地域のための手引、②散在地域・小規模校のための指導計画、③効果的な日本語指導等を検討。成果を県内各校で共有(岐阜県)
- ○都道府県レベルで外国人児童生徒巡回相談員を確保し、必要とする市町村に派遣。また、就職支援を行う就職実現コーディネータを外国人生徒が多数在籍する高校に配置。さらに、NPO等を活用したオンラインによる日本語指導を企画するなど、散在地域の支援体制構築を推進(三重県)

(担当:総合教育政策局国際教育課)

日本語指導補助者・母語支援員の配置状況



日本語指導補助者

(学校において日本語指導の支援を行う外部人材)

(人)

			雇用形態等(左の内訳)						
年 度	総数	常勤	会計年度 任用職員	ボランティア	他機関(団体等)か らの派遣者	その他			
令和5年原	度 7,83'	394	2,413	2,697	1,264	1,069			
令和3年原	隻 5,90%	324	1,818	1,949	868	943			

母語支援員

(学校において児童生徒の母語により支援(保護者とのやり取りや保護者向け文書の翻訳を含む)を行う外部人材)

(人

		雇用形態等(左の内訳)						
年 度	総 数	常勤	会計年度 任用職員	ボランティア	他機関(団体等)か らの派遣者	その他		
令和5年度	6,266	45	1,862	2,123	703	1,533		
令和3年度	5,484	14	1,746	1,910	675	1,139		

年		言語別(左の内訳)※複数言語に対応している母語支援員はそれぞれに計上									
年 度 	英語	韓国·朝鮮語	スペイン語	中国語	フィリピノ語	ベトナム語	ポルトガル語	その他			
令和5年度	1,524	220	517	1,672	578	372	800	1,238			

3. 日本語指導担当教師等の指導力の向上



外国人児童生徒等の教育に関する 教職員・支援者向け研修動画





全国の学校教育関係職員を始め、外国人児童生徒等の教育に携わる支援者等を対象に、 学校での円滑な受け入れや指導・支援について、必要な知識を学んでいただくための研修動画です。 各動画とも 20 分~30 分で学べる内容になっています。

研修動画の対象

- ・学校の教職員 ・教育委員会職員・日本語指導補助者・母語支援員
- その他、外国人児童生徒等の教育や 支援等に携わる方の研修に活用いた だけます。



5つの研修内容

- ① 外国人児童生徒等の受け入れ
- ② 外国人児童生徒等教育の考え方
- ③ 日本語指導の方法 |
- ④ 日本語指導の方法 2
- ⑤ 外国人児童生徒等のキャリア教育

研修動画の活用例

- 校内研修において動画視聴
- →動画の内容についてグループ演習
- →全体で発表・共有
- 教育委員会が実施する研修の事前学習 教材として活用
- 自己研修として個人で動画を視聴

学校内外での研修、 個人での研修など

外国人児童生徒等の受入れやその支援のための体制づくりをはじめ、日本語指導の具体的な指導方法など、幅広い内容を取り扱っています。

動画は「 VouTube 」文科省公式チャンネルに掲載しています。

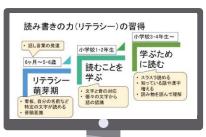
QRコードまたは以下URLから動画・講義資料掲載サイトにアクセスできます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm



各動画の内容紹介









文部科学省 MEXT MINISTE OF ESCATION, CULTURE, SOORTS, SCHIECE AND TECHNOLOGY/JAMAN

■各動画 20分程度

① 外国人児童生徒等の受け入れ

外国人児童生徒等教育に関する制度や受入れ状況に係る基本情報を知り、学校において、生活面や学習面(日本語・教科)の指導・支援を組織的に行うための体制作りについて理解します。

- ② 外国人児童生徒等教育の考え方
 - 外国人児童生徒等の教育に必要な基本的な考え方を理解し、文化間移動と発達の観点から外国人児童生徒等の状況を把握して、ことばの教育のあり方を考えます。
- ③ 日本語指導の方法 |

子供一人一人の多様な実態に応じて日本語のコース設計をすることの重要性を理解し、日本語の初期段階の指導として、サバイバル日本語、日本語 基礎のプログラムの内容と指導方法を学びます。

- ④ 日本語指導の方法 2
 - 日本語の中・後期段階の指導として、技能別日本語、教科等と日本語の統合学習(JSLカリキュラム)のプログラムの内容と指導方法を学びます。
- ⑤ 外国人児童生徒等のキャリア教育

ライフコースの視点から、外国人児童生徒等の社会的経済的な自立に向けて基盤となる力や考え方を育てるためのキャリア教育の重要性を知り、 かれらの社会参加を支えるために教育コミュニティを形成することが必要であることを理解します。

研修講師 ※所属・役職は令和3年時点の情報

- ▶ 東京学芸大学 齋藤ひろみ 教授
- >京都教育大学 浜田麻里教授
- ▶横浜市教育委員会 土 屋 隆 史 主任指導主事
- >京都市教育委員会 大管佐妃子 副主任指導主事
- ▶ 豊橋市教育委員会 築 樋 博 子 外国人児童生徒教育相談員
- ▶ 甲府市立大国小学校 今 澤 悌 教諭

外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラムの内容

概要

○ 外国人児童生徒等の教育を担う教員や支援者の資質・能力の向上を図るため、指導経験、地域や学校の状況・課題等に応じて体系的な養成・研修を行うことを可能とするモデルプログラムを開発し、教育委員会や大学等に周知し、活用を依頼。 (文部科学省委託事業により、公益社団法人日本語教育学会が作成。2019年度に完成)

モデルプログラムの活用の方法

①養成·研修の課題・ 目的の明確化

●教員養成/日本語教師 養成

授業を行う科目やコースの目的 を設定する。

- ●現職教員研修 現場の状況、授業を行う科目 やコースの目的を設定する。
- ●支援員教育支援員の現場における役割を確認し、課題を明確化する。

②目標とする資質・能力の決定

●外国人児童生徒等の 教育を担う教員・支援 員に求められる資質・ 能力を参照し、どのよう な資質・能力を養成す るかを決定する。

③授業·研修内容 の選定

●資質・能力に対応する 「養成・研修の内容構成(A~N)」から研修・ 授業で取り扱うものを 選定する。

④カリキュラム(実施 計画)の決定

- ●目標を具体的に設定し、 内容に対応するプログ ラム(講義型・活動型・ フィールド型・実習)から 適したものを選ぶ。
- ●授業・研修条件に合わせて、モデルプログラムを部分的に切り出し、組み合わせてカリキュラム(実施計画)を作成する。

⑤研修等実施

<u>⑥評価</u>

- ●授業・研修の目標が達成されたか。そのような 資質・能力が高まった か
- ●授業・研修の内容・方 法をどう調整すべきか 評価し、次の研修に活 かす。

	資質·能力	の4要素と課題領域	求められる具体的な力				
		子どもの実態の把握	文化間移動と発達の視点から、外国人児童生徒等の状況を 把握することができる。				
	捉える力	社会的背景の理解	外国人児童生徒等の背景や将来を、社会的、歴史的文脈に 位置付けることができる。	E			
		日本語・教科の力の育成	外国人児童生徒等の実態等に応じ、言語教育に関する専門 的知識に基づいて、日本語・教科の教育を行うことができる。	,			
	育む力	異文化間能力の涵養	外国人児童生徒等と周囲の子どもとの相互作用を通して、双 方に異文化間能力を育てることができる。				
		学校づくり	保護者や地域の関係者と連携・協力して、よりよい支援、教育 のための学校体制をつくることができる。	 			
	つなぐカ	 地域づくり	異なる立場の人々と協働しながら、学習環境としての地域づく りをすることができる。	6			
		多文化共生社会の実現	社会的正義と公正性を意識し、多文化共生を具現化することができる。	F			
	変える/変わる力	教師としての成長	外国人児童生徒等に関する教育・支援活動を振り返り、自己 の成長につなげることができる。	(

養成・研修の内容構成

- A 外国人児童生徒等 教育の課題
- B 外国人児童生徒等 教育の背景・現状・施 策
- C 学校の受入れ体制
- D 文化適応
- E 母語・母文化・アイデンティティ
- F 言語と認知の発達
- G 日本語の特徴

- H 子どもの日本語教育 の理論と方法
- I 日本語指導の計画と 実施
- J 在籍学級での学習支援
- K 社会参加とキャリア教 育
- L 保護者・地域とのネットワーク
- M 現場における実践 (実地教育·研修)
- N 成長する教師 (教員・支援員)

モデルプログラムの詳細については、日本語教育学会のホームページをご覧ください。 https://mo-mo-pro.com/

全国教員研修プラットフォーム(Plant:プラント)

文部科学省が構築した、「新たな教師の学び」の効率的・効果的な実施に資するためのプラットフォームです。教育委員会や大学、公益法人等の研修主催者が登録した研修動画等を、システムを通じて受講することができます。

外国人児童生徒等の教育に関する研修動画も登録されているので、ぜひご活用ください。



Plantの教員アカウントが教育委員会から付与されている教職員は、そちらを使用して受講できます。それ以外の教職員や支援者等はゲストユーザーとして各自でアカウントを登録することで、受講できます。





詳細は、(独)教職員支援機構HPを御確認ください。https://www.nits.go.jp/service/plant/

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要

趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1)日本語教育機関の認定制度

○ 日本語教育機関の設置者は、**日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。**

(2) 認定の効果等

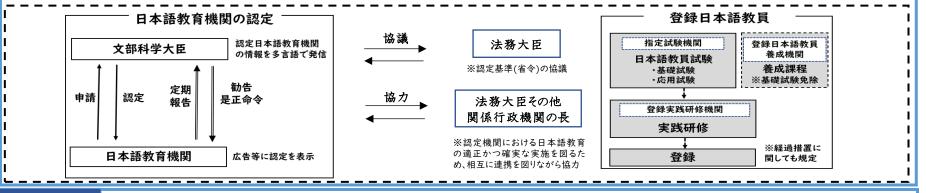
- 文部科学大臣は、**認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表**する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、**生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる**。

(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置

- 文部科学大臣は、必要な場合に**日本語教育の実施に関し報告を求めることができる**ほか、**勧告及び是正命令を行うことができる**。
 - ※認定基準に関する法務大臣への協議、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力を規定。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の 登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。
- 日本語教員試験は、「**基礎試験」**及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。
- 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。



「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」の活用について

令和4年12月 日本語教育推進会議

○ 新たな法案「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」を基に、文部科学省と関係省庁との連携の下、各省庁の制度・ 事業等の枠組みにおいて、認定日本語教育機関等の情報を、地方自治体、外国人を受け入れる企業、経済団体等に広く提供 する仕組みを構築し、「留学」、「生活」、「就労」の各分野において、教育の質が保証された日本語教育機関の活用を促進。

* (

は制度・施策の主務官庁

留学関係

〇在留資格「留学」付与の要件

法務省

・法務省令を改正し、認定日本語教育機関であることを、在留 資格「留学」による生徒の受け入れを認める要件とする

〇日本語教育機関の認定に関する協議等

・認定基準の作成及び日本語教育機関の認定にあたって、法務 省と協議する等関係省庁との連絡協力体制を構築

文科省

法務省

〇在外公館、独立行政法人(国際交流基金、日本 学生支援機構等)等を通じた国内・海外発信

・多言語でインターネット等を通じて認定日本語教育機関の情報を発信するとともに、在外公館(特に留学生担当)や独立行政法人等を通じて海外で発信し、国が作成したリストを広く普及する。

教育関係

文科省

〇外国人のこどもへの支援等

- ・国内にいる外国人児童生徒や、在外教育施設に通う日本人児 童生徒に対し、研修を受けた登録日本語教員を積極的に活用 する仕組みを検討
- ・現地採用教員の人材育成にあたっては、国際交流基金による 海外日本語教師研修等の活用も検討

立料坐

外務省

就労・生活関係

〇「技能実習」「特定技能」制度における活用

去務省

厚労省

- ・技能実習制度において、優良な実習実施者、及び、監理団体の基準の一つである 「地域社会との共生」において、認定日本語教育機関の活用を加点要素とする 方向で検討
- ・特定技能制度の受入れ機関が作成する「1号特定技能外国人支援計画」において、 認定日本語教育機関の活用を推進するほか、「事前ガイダンス」の際に、認定日本語教育機関の情報を提供
- 〇地方公共団体、国際交流団体、経済団体、企業等との連携に よる日本語学習機会の提供 文料省 法務省 厚労省
- ・「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、認定日本語教育 機関との連携を支援
- ・認定機関での活用を想定した、教育モデルの開発と日本語教師研修の推進
- ・法務省、厚生労働省等の各種会議等で活用の周知

〇「認定日本語教育機関」等の複数言語による情報提供

・外国人在留支援センター(FRESC)との連携(

法務省

・外国人雇用サービスセンター、ハローワークでの情報提供

厚労省

・地方公共団体多文化共生担当部署での情報提供、ボイストラ等の₍ 多言語音声翻訳技術に関する情報提供

総務省

・高度外国人材活躍推進ポータル(JETRO)を活用した情報提供「

経産省

4. 外国人児童生徒等の就学・進学・就職機会の確保

外国人の子供の公立義務教育諸学校への受入れについて



● 外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け 入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

— **參** —

日本国憲法

(昭和21年11月3日憲法)

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法

(平成18年12月22日法律第百二十号)

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。(2~4項省略)

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)

(昭和54年8月4日条約第6号)(抄)

第十三条

- この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。
- 二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。
- (a)初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとすること。
- (b)種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとすること。

児童の権利に関する条約

(平成6年5月16日条約第2号)(抄)

第二十八条

- 一 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、 特に、
- (a)初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
- (b)種々の形態の中等教育(一般教育及び職業教育を含む。)の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

外国人の子供の就学状況等調査結果(令和6年度)



- 学齢相当の外国人の子供の人数(住民基本台帳上の人数):163,358人
- 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数:8,432人※③不就学+⑤就学状況確認できず+⑦住民基本台帳上の人数との差を単純合計

調査基準日:令和6年5月1日

		市町村教育委員会から報告のあった人数								
	住民基本	就学	当数			(F)			(参考) ⑦住民基本	不就学の可能性のある子供の数
	台帳上の 人数	① 義務教育 諸学校	② 外国人 学校	④ 出国・転居 不就学 (予定含む)		⑤ 就学状況 確認できず	⑥ その他	計 (人)	台帳上の人数との差(人)	(③、⑤、⑦の 合計)
令和元年度	123,830	96,370	5,023	630	3,017	8,658	_	113,698	10,132	19,420
令和3年度	133,310	112,148	7,922	649	3,194	8,597	_	132,510	800	10,046
令和4年度	136,923	116,288	9,180	778	3,272	6,675	_	136,193	730	8,183
令和5年度	150,695	127,239	10,993	970	3,833	7,199	29	150,263	432	8,601
令和6年	度									
小学校相当 合計人数	114,792	97,882	7,884	773	3,322	4,799	92	114,752	40	5,612
中学校相当 合計人数	48,566	40,534	3,731	324	1,429	2,523	52	48,593	-27	2,820
合計人数	163,358	138,416	11,615	1,097	4,751	7,322	144	163,345	13	8,432
(構成比)	-	84.7%	7.1%	0.7%	2.9%	4.5%	0.1%	100%	-	-

※⑥その他は①~⑤のいずれにも該当しない者(母国等の学校のオンライン教育を受講している等)。

外国人のための就学ガイドブック



- 8言語(英語、韓国・朝鮮語、ヴェトナム語、フィリピノ語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ウクライナ語)の各言語別の就学案内。
- 就学ガイドブック、就学ガイドブックの概要があります。

To children's guardians

お子さんを持つ保護者の皆様へ

Guide for foreign students to start school Procedures for Entering Japanese Schools

外国人のための就学ガイド

~日本の学校への入学手続きについて ~



[Japanese Elementary and Secondary Education]

Japanese public elementary and secondary schools accept foreign children free of charge if they wish to enter them, and the opportunity of receiving the same education as Japanese students is garanteed to foreign children.

The term of elementary and secondary shool

Children enter elementary school (shougakkou) in the April following their 6th birthday and study there for six years, After graduating from elementary school, students enter junior high school (chuuqakkou) for a further three years.

Tuition and Textbooks

Tuttion of public elementary and secondary school is free. Textbooks used in elementary and junior high schools are free of charge. However, you have to pay as to the cost of school lunch and school supplies every month.

Financial Assistance

Financial assistance can be received from the board of education of cities, towns or villages for school supplies and school lunches. If it is determined that there is a need for this

School Subjects

In elementary school, pupils study Japanese (kokugo), social studies (shakai), arithmetic (sansuu), science (rika), liviing environment studies (seikatsu), music (ongaku), art and handicraft (zuga kousaku), home economics (katel) and physical education (taliku). Other subjects such as moral education (doutoku), special activities and integrated studies are also faulok

In junior high school, students study Japanese (kokugo), social studies (shakai), mathematics (suugaku), science 守(rika), music (ongaku), art (bijutsu), physical education (taiiku), technology and home economics (gijutsu katei) and foreign languages (gaikokugo-usually English), etc. Students also study moral education (doutoku), special activities, and integrated studies.

【日本の小学校・中学校について】 外 国人の子供も、公立の小学校・中学校への 人学を希望する場合は、日本人児童生徒と 同様に無償で受け入れており、日本人と同 一の教育を受ける機会を保障しています。

・小学校・中学校の就学期間について 日本では、小学校は満 6 歳を過ぎた最初の 4 月から入学することができ、 6 年間の教育を

月から入学することができ、6年間の教育を受けます。小学校を卒業すると中学校に入学することができ、3年間の教育を受けます。

授業料、教科書について

公立の小学校・中学校の授業料は無償です。 また、小学校・中学校の教科書は、無償で配 布されます。なお、給食費・学年費等は、毎 月支払うこととなります。

・就学援助について

経済的理由により、小学校・中学校への就学 が難しいと、市町村の教育委員会から認めら れた場合、学用品の購入費や給食費への援助 を受けることができます。

・学校で学ぶ教科

小学校では、国語、社会、算数、理科、生活、 音楽、図画工作、家庭及び体育の名教科、適徳、 特別活動及び総合的な学習の時間について学

中学校では、国語、社会、数学、理科、音楽、 美術、保健体育、技術・家庭及び外国語(原 則として英語)などの各枚科、道徳、特別活 動及び総合的な学習の時間について学びま す

* PTA Activit

There is a group called the PTA that consists of parents/guardians and teachers. This group offers activities such as "Safety Guidance for Travelling to and from School", etc. The parents' active participation is desirable.

[Admission Procedure of entering public elementary and secondary school]

Parents/guardians need to go to the alien registration counter to submit a moving-in notification to the municipal office of the municipality where they will move into, and then inform the municipal office and the Board of Education that they want their child to enter the elmentary school or junior high school (middle school). "I'd like to put our child in school, please do the procedure."

Decide the school and do the procedure.

(Children's grades are usually determined by their age.)

Parents/guardians should go to the school with their child/children to discuss the prospective course of their child's school life with the teachers.

"At a board of education we did the procedures and we are told to put our child in this school. Please do the admission procedure."

A child will have various possibilities in his/her future after he/she graduates from secondary school. • Various courses after graduation from secondary

In Japan, many students who graduate from Lower Secondary Schools go on to Upper Secondary Schools Some students go on to Colleges of Technology, Specialized Training College General Courses, Specialized Training College Upper Secondary Courses or get job.

In web page of Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, you find the guide for starting school in 7 languages

Korean, Vietnamese, Chinese, Spanish, Filipino, English, Portuguese

Spanish, 韓国・朝鮮語、ヴェトナム語、中国語 スペイン語、フィリビノ語、英語、 ボルトガル語

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001.htm#a09

* PTA 活動

学校には「PTA」という保護者と先生の会があり、保護者と先生が協力し合って「登下校時の安全指導」などの活動を行っています。 保護者の積極的な参加が望まれます。

【公立の小学校・中学校への入学手続 の流れ】

保護者は、初めに居住する市区町村役場で転入届を申請し、その窓口と教育委員会に、子供の小学校、中学校への入学の希望を伝えて 〈ださい。

「子供を学校に入学させたいので、手続きを お願いします。」

入学する学校を決めて、手続きをします。 (原則として、子供の年齢相当の学年に編入

保護者は、子供と一緒に入学する学校へ行ってください。そこで、先生と今後の学校生活について話し合ってください。

について話し合ってください。 「教育委員会で手続きをして、こちらの学校 に入学することになったので、入学手続きを お願いします。」

中学校を卒業するといろいろな未来が広がります!

中学校卒業後の進路

日本では、中学校を卒業した生徒の多くは高 等学校に進学します。また、高等専門学校や 専修学校一般・高等課程に進学する人や、就 職する人もいます。

文部科学省ホームページでは、 7 カ 国語による詳しい就学案内を公開し



「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」(令和2年7月1日 文部科学省)

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき、外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定。

1. 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

(1) 就学状況の把握

- ●教育委員会が住民基本台帳部局等と連携し、学齢簿において外国人の子供の就学状況も一体的に管理・把握する
- ●外国人学校等も含めた就学状況の把握

(2) 就学案内等の徹底

- ●就学に関する広報・説明の実施 ●住民基本台帳等の情報に基づく就学案内の送付
- ●個別の就学勧奨の実施
 ●プレスクールや初期集中指導等、円滑な就学のための取組
- ●日常生活で使用する言語での情報提供
- ●幼稚園等への就園機会の確保

(3) 出入国記録の確認

●必要に応じ、在留外国人出入国記録の照会等の手段を活用し、居住実態を把握

2. 学校への円滑な受入れ

(1) 就学校の決定に伴う柔軟な対応

●通学区域内の義務教育諸学校において受入れ体制が整備されていない場合、保護者申し立てにより受け入れ体制が整った学校への就学校変更

(2) 障害のある外国人の子供の就学先の決定

●総合的な観点からの就学先決定、言語・教育制度・文化的背景の違いに留意した本人や保護者への丁寧な説明

(3) 受入れ学年の決定等

- ●ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと認められるときに、下学年への入学を認める
- ●進級・卒業に当たり、学習の遅れに対する不安により保護者等からの要望がある場合に、補充指導や、進級・卒業の留保などの措置をとる

(4) 学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

●本人や保護者の希望に応じ、日本語学校・日本語教室等での受け入れ、学校生活への適応につなげる支援、望ましい時期での学校への入学

(5)学齢を超過した外国人への配慮

●本人の希望等を踏まえ公立中学校での受入れが可能、夜間中学を設置している自治体においては夜間中学への入学が可能であることを案内

(6) 高等学校等への進学の促進

●早い時期から進路ガイダンス・進路相談等を実施●公立高等学校入学者選抜において、外国人生徒特別定員枠の設定等の取組を推進

3. 外国人関係行政機関・団体等との連携の促進

●教育委員会と住民基本台帳部局・国際交流部局・福祉部局等、公共職業安定所、地方入管等、支援団体や日本語学校等との連携

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

令和8年度概算要求・要望額 1,911百万円 (前年度予算額 1,249百万円)



背景·課題

- ✓ 公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は約6.9万人(約10年間で1.9倍)と増加し、多様化に加え集住化・散在化が進行
- ✔ 学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒が約1割存在
- 学齢相当の外国人の子供のうち不就学、又は不就学の可能性のある者は約8千6百人
 - ⇒ 外国人の子供の就学促進を図るとともに、帰国・外国人児童生徒等の学校での教育環境を整備するためには、日本語指 導補助者や母語支援員の派遣等の指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うためのICTを活用した支援等、各地方公共 団体が行う取組みに対する支援を拡充することが不可欠



事業内容

I. 帰国·外国人児童生徒等に対する きめ細かな支援事業 (事業期間: H25~)

要求·要望額:1,777百万円(1,154百万円)

補助対象 : 都道府県・市区町村

※指定都市・中核市以外の市区町村は 都道府県を通じた間接補助

補助率 : 1/3

【実施項目】

- ○運営協議会・連絡協議会の実施
- ○日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- ○幼児や保護者を対象としたプレスクール
- ○親子日本語教室
- ○オンライン指導や多言語翻訳システムなどICT
- を活用した教育・支援
- 〇高校生等に対する包括的な教育・支援 等

(参考) 令和7年度補助実績

【きめ細事業実施】 33都道府県

19指定都市 31中核市

138市区町村

4中核市 23市区町村

【就学事業実施】

2都道府県

6指定都市

きめ細、就学促進両方

きめ細のみ

<関連する政府方針(抄)>

・(質の高い公教育の再生)

多様な児童生徒の教育機会を保障す るため、(略)外国人児童生徒への支 援体制の強化(略)を推進する。「経 済財政運営と改革の基本方針2025」 (R7.6.13閣議決定)

・外国人児童生徒の就学機会の適切な 確保に向けて、就学状況の把握・就学 促進のための取組を更に充実させる必要 がある。また、就学促進を図るためにも、 学校における受入れ体制の充実やきめ 細かな日本語指導の充実に取り組む必 要がある。「外国人材の受入れ・共生の ための総合的対応策」(R7.6.6関係閣 僚会議決定)

・地域における外国人との共生に向けた 担い手の支援・育成のため、(略)グロ -カル人材の育成、外国人生徒・学生 の受入れとキャリア支援(就職・進学) の取組を進めることで、地域における多 文化共生の推進を図る。「地方創生 2.0基本構想 | (R7.6.13 閣議決定)

Ⅱ.外国人の子供の就学促進事業

(事業期間: H27~)

要求・要望額:135百万円(95百万円) 補助対象 :都道府県・市区町村

補助率 : 1/3

【実施項目】

- ○不就学等の外国人の子供に対する日本語、 教科等の指導のための教室
- ○上記教室にて指導を行う指導員の研修
- ○就学状況や進学状況に関する調査
- ○日本の生活・文化への適応を目指した地域 社会との交流 等

アウトプット(活動目標)

○学校における帰国・外国人児童生徒等の受入れ体 制を整備する自治体の取組を支援するため、公立学校 における指導・支援体制の構築及び受入促進に関する 事業実施の地域数を増加(I. 帰国・外国人児童生 徒等に対する きめ細かな支援事業)

○外国人の子供の就学促進に取り組む自治体を支援 するため、外国人の子供の就学促進事業実施数を増加 (Ⅱ. 外国人の子供の就学促進事業)

短期アウトカム(成果目標)

初期(令和6年頃)

〇日本語指導等の体制整備が進み、外国 人児童生徒等の増加・多様化に関わらず、 きめ細かな指導が提供される

○全国の自治体で就学管理の改善が図ら れる

中期アウトカム(成果目標)

中期(令和8年頃)

○きめ細かな支援事業の取組成果が全国 に普及し、多くの自治体できめ細かな指導 が提供される

○全国の自治体で全ての外国人の子供 の就学状況が一体的に管理・把握できる ようになり、就学促進の取組が推進される

長期アウトカム(成果目標)

長期(令和10年頃) ○全国どの地域の公立学校 においても充実した日本語

指導等が受けられるように

○公立学校小・中学校等へ の就学を希望する全ての外国 人の子供が就学する

○全国の高校で「特別の教 育課程 |の編成・実施による 日本語指導を受ける生徒の 割合が増える 〇全ての日本語指導が必要

な児童生徒が希望に応じて 高校・大学等に進学して適切な教育を受け、日本社会 で自立して生活し、自己実現を図ることができる

(扫当:総合教育政策局国際教育課)

日本語指導が必要な中高生等の進路状況等について



- 日本語指導が必要な中高生は、進学率が低い一方で、中途退学率や非正規就職率が高い傾向 にある。
- 高等学校等への進学を促進する観点から、公立高等学校入学者選抜における特別定員枠の設定等の取組を推進している。
- 早い時期からキャリア教育・進路指導等の取組を実施する必要がある。

日本語指導が必要な中高生の進学率

中学生 90.3% (99.0%) ※ I 専修学校(高等課程、一般課程)、公共職業能力開発施設等を含む 高校生 46.6% (75.0%) ※2 短期大学、専門学校、各種学校を含む

日本語指導が必要な高校生の中途退学率

8.5%(1.1%)

日本語指導が必要な高校生の就職者における非正規就職率

38.6% (3.1%)

※()は、全中学生、全高校生の割合を示す。

公立高等学校入学者選抜における外国人生徒特別定員枠設定状況

20都道府県 ※その他、受検に際しての配慮として試験教科の軽減、問題文のルビ振り等を実施

(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(令和5年度)」等 文部科学省「令和6年度 高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」

外国人生徒のキャリア支援等に関する調査研究

令和6年度補正予算額

20百万円

※日本語指導が必要な生徒(全生徒) (文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の

受入状況等に関する調査(令和5年度)」より)



現状・課題

・高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は約5,600人(約10年間で約2.3倍)と増加しており、今後更なる増加及び多様化が見込まれる。

・公立高等学校入学者選抜における外国人生徒を対象とした特別枠の設定や配慮(試験教科の軽減、問題文の漢字へのルビ振り等)の取組の推進を求めている。また、日本語指導の制度化(令和5年4月運用開始)を行った。

・しかしながら、日本語指導が必要な高校生等の中途退学率は全高校生等よりも高い。 また、進学率は低く、進学も就職もしていない者の率は高い。

⇒ **進路選択における在留資格にも関わる**ため、外国人生徒等が自己肯定感を 高め、将来のキャリアや職業、生活などに夢や希望を持って学習を続けられるように、 高等学校等への進学、大学等への進学や就職等の進路選択を支援し、高等学 校等を卒業することが重要。

事業内容

高等学校等における外国人生徒に対するキャリア教育及びキャリア支援の実態を調査し、 支援方策等の具体的な検討や研究協力校等による実践を行う。

①キャリア教育及びキャリア支援についての実態調査

高等学校等における外国人生徒へのキャリア教育や、教育委員会等が行う進路ガイダンスやロールモデルの提示等について、内容や体制等の実態を調査する。

- ②キャリア教育やキャリア支援を行うための支援方策の具体的な検討 実態調査をもとに、キャリア支援やキャリア教育について効果的な方策等の検討を行う。
- ③研究協力校等においてキャリア教育やキャリア支援の実践を行う。

研究協力校(高等学校等)において、高等学校等と大学や国際交流協会等の関係団体や地域の企業等とが連携し、 外国人生徒等の社会的・経済的自立のための教育を実施し、事例を創出する。

また、研究協力校等(高等学校等または教育委員会)において、大学等や国際交流協会等の関係団体等と連携し、早い時期からの進路ガイダンスやロールモデルの提示、生活相談・進路相談等の包括的な支援を実施する事例を創出。

事業実施期間

令和6年度

件数·単価

1箇所×約2,000万円

交付先

大学等

令和3年度 令和5年度 中学生の進学率 89.9%(99.2%) → **90.3%**(99.0%) 高校生の進学率 51.8%(73.4%) → **46.6%**(75.0%) 高校生の中退率 6.7%(1.0%) → **8.5%**(1.1%)

高校生の就職者における非正規就職率

39.0%(3.3%) → **38.6%**(3.1%) **考の**率 13.5%(6.4%) → **11.8%**(6.5%)

進学も就職もしていない者の率 13.5%(`6.4%) → **11.8%**(`6.5%)

日本語指導が必要な生徒数 < 高等学校 > (文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の 受入状況等に関する調査(令和5年度)」より)

キャリア支援方策等の検討

●キャリア支援やキャリア教 育の効果的な実施内容

高等学校等におけるキャ

リア教育やキャリア支援の 内容や支援体制等を調

育の効果的な実施内容や支援方策等の検討

協力校等での 実践 高等学校等と連携し、キャリア教育やキャリア支援の事例を創出

アウトプット(活動目標)

外国人生徒のキャリア支援やキャリア教育の事例の周知

外国人生徒のキャリア支援等に関する知識を有した教員 等の増加

短期アウトカム(成果目標)

キャリア支援やキャリア教育を実施する高等学校等や 自治体の増加

キャリア支援やキャリア教育を受ける児童生徒の増加

長期アウトカム(成果目標)

全国の高等学校等や自治体において、外国人生徒の キャリア支援を実施

全ての外国人生徒がキャリア支援等を受けることができる

(担当:総合教育政策局国際教育課)

外国人児童生徒等の教育に関する参考資料

目次

●外国人児童生徒等教育に関する法律・予算・政府方針等

- ・日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第四十八号)(抄)・・・40
- ・日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和7年9月5日改訂)・・・41
- ・外国人児童生徒等への教育の充実・・・42
- ・日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業・・・43
- ・外国人児童生徒等教育アドバイザリーボード・・・44

● 検討事項関係

- ・公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移(学校種別)・・・47
- ・日本語指導のための「特別の教育課程」の実施状況(令和5年度)・・・48
- ・学校での受入れ・指導の流れ・・・49
- ・学習指導要領における外国人児童生徒等教育に関する記載・・・50
- ・障害のある子供の教育支援の手引(抄)・・・52
- ・日本語に通じない児童生徒への音声教材の提供・・・53
- ・幼稚園の就園ガイド・外国人幼児等の受入れにおける配慮について・・・55
- ・日本語教育推進法等における外国人児童生徒等の就学機会の確保について・・・56
- ・外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例・・・57
- ・令和4年度中の日本語指導が必要な中学生等の進路状況・・・58
- ・令和4年度中の日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況・・・59
- ・公立高等学校における受入れ・・・60
- ・「外国人児童生徒受入れの手引」における指導体制に係る主な記載・・・61
- ・日本語指導体制の整備状況(教育委員会)・・・63
- ・生成AIの活用を通じた教育課題の解決・教育DXの加速・・・66

●外国人児童生徒等教育に関する最近の動向について

- ・外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議 報告書 (概要)・・・68
- ・高等学校等における日本語指導の制度化及び充実方策について(報告)概要・・・69
- ·第4期教育振興基本計画【概要】···70
- ・「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(答申)【概要】・・・73
- ・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和7年度改訂)(概要)― 主な施策 ― 【抜粋】・・・75
- ・外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ(令和7年度一部変更)(概要)・・・76

日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第四十八号)(抄)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本語教育の推進が、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資するとともに、我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要であることに鑑み、日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「外国人等」とは、日本語に通じない外国人及び日本の国籍を有する者をいう。
- 2 この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動(外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。)をいう。

(基本理念)

- 第三条 日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。
- 2 日本語教育の推進は、日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行われなければならない。
- 3 日本語教育の推進は、外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策並びに外交政策との有機的な連携が図られ、総合的に行われなければならない。
- 4 日本語教育の推進は、国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下に行われなければならない。
- 5 日本語教育の推進は、海外における日本語教育を通じて我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流を促進するとともに、諸外国との友好関係の維持及び発展に寄与することとなるよう行われなければならない。
- 6 日本語教育の推進は、日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮して行われなければならない。
- 7 日本語教育の推進は、我が国に居住する幼児期及び学齢期(満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間をいう。)にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 国内における日本語教育の機会の拡充

(外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育)

- 第十二条 国は、<u>外国人等である幼児、児童、生徒等に対する生活に必要な日本語及び教科の指導等の充実その他の日本語教育の充実を図るため、これらの指導等の充実を</u>可能とする教員等(教員及び学校において必要な支援を行う者をいう。以下この項において同じ。)の配置に係る制度の整備、教員等の養成及び研修の充実、就学の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等が生活に必要な日本語を習得することの重要性についてのその保護者の理解と関心を深めるため、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。
- ※下線は国際教育課において付記

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、**令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律**| (**令和元年法律第48号**)が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、**令和2年6月23日に日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定(閣議 決定**)。**令和7年9月5日に改定**。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

1 日本語教育推進の目的

共生社会の実現、諸外国との交流、友好関係の維持・発展に寄与

- 2 国及び地方公共団体の責務
- ○国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施、必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
- ○地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。
- 3 事業主の責務

国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力、外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。

4 関係省庁・関係機関間の連携強化

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

- 1 日本語教育の機会の拡充
- (1) 国内における日本語教育の機会の拡充

幼児・児童・生徒等、留学生、被用者等、難民に対する日本語教育、地域日本語教育(日本語指導が必要な児童生徒に対する「特別の教育課程」の活用、日本語指導に必要な教員定数の安定的な確保、日本語指導補助者・母語支援員の活用、就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保、留学生の国内就職のための日本語教育等、特定技能・育成就労制度における日本語能力向上方策、教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援、条約難民・補完的保護対象者・第三国定住難民への日本語教育支援、地域日本語教育の体制づくり支援、自習可能な日本語学習教材(ICT教材)の開発・提供等)

(2) 海外における日本語教育の充実

外国人等に対する日本語教育、海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育 (日本語教育専門家等の派遣、教材開発・提供、海外の日本語教育機関への支援、 海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援、在外教育施設への教 師派遣等)

- 2 国民の理解と関心の増進
- 3 日本語教育の水準の維持向上等
- (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上 日本語教育機関認定制度の実施、認定日本語教育機関の活用促進・ 質向上等
- (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等 登録日本語教員の登録・活用促進、日本語教師の養成・研修の充実 等
- 4 教育課程の編成に係る指針の策定等 「日本語教育の参照枠」の諸制度における活用・普及等
- 5 日本語能力の評価

試験等の対応付け手続きを含めた<u>「日本語教育の参照枠」の普及</u>、 「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施等

6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

- 1 推進体制
- 2 基本方針の見直し

おおむね5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは基本方針を変更。

令和8年度要求·要望額 (前年度予算額

1,965百万円 1,268百万円)



施策の目標

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において 日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるようにする

入国·就学前

• 約8千6百人が不就学の可能性

義務教育段階

- 日本語指導が必要な児童生徒は約6.9万人
- うち、特別な指導を受けられていない児童生徒が約1割存在

高等学校段階

- 年間で8.5%が中退
- 大学等進学率は46.6%

進学• 就職へ

就学状況の把握、就学の促進

●指導内容の深化・充実

- ●指導体制の確保・充実
- ●日本語指導担当教師等の指導力の向上

●進学・就職機会の確保

外国人の子供の就学促進事業 (H27年度~)

135百万円(95百万円)(拡充)

<支援メニュー> 補助率3分の1

- ・就学状況等の把握、就学ガイダンス
- ·日本語指導、学習指導 等
- ⇒ (本事業により達成される成果) 不就学を防止し、全ての外国人の子供 の教育機会が確保される

帰国·外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業(H25年度~)1,777百万円(1,154百万円)(拡充)

<支援メニュー> 補助率3分の1

- ・拠点校方式による指導体制構築 ・日本語指導者、母語支援員派遣
- ・オンライン指導や多言語翻訳システム等のICT活用
- ・高校生に対する包括的な支援 等
- ⇒ (本事業により達成される成果)

学校生活に必要な日本語指導、教科との統合指導、進路指導など、外国人児童生徒等に対する総合的・多面的な 指導・支援体制が地域の実情に沿って構築される

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業(H30年度~) 12百万円(18百万円)

・「かすたねっと」による多言語文書や日本語指導教材等の提供 ・アドバイザーによる指導・助言・・外国人の子供の就学状況等調査(R元年度~)

⇒ (本事業により達成される成果) 日本語指導に係る施策立案に関する助言・指導や情報共有などが図られ、外国人児童生徒等の教育支援体制の基盤が形成される

帰国·外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等(H25年度~) 0.7百万円(0.7百万円)

日本語指導 指導内容の 深化·充実 体制整備

外国人児童生徒等に対する指導および支援体制の充実に関する調査研究事業(新規) 40百万円

- ・外国人児童生徒等への日本語指導の総合的・体系的なカリキュラムを検討し、デジタル技術や教材等の効果的な活用も含む指導の ガイドラインを作成する。
- ・日本語指導補助者及び母語支援員に関し、従事している業務内容(在籍学級及び取り出し授業での関わり、教員等との連携方 法等)や研修等の実態を把握し、効果的な支援体制の構築や資質・能力の向上等に向けた方策を検討し、手引きを作成する。
- ⇒ (本事業により達成される成果)

指導のガイドラインや支援体制に関する手引きを示すことにより、全国の学校において、外国人児童生徒等に対する指導や支援が実 施される。

(担当:総合教育政策局国際教育課)

現 状 課 題

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業

令和8年度要求·要望額 (前任度予管額 12百万円 18百万円)



外国人児童生徒等が全国どの地域でも充実した教育を受けられるよう、自治体等への専門的な指導・助言等を行うアドバイザリーボードの設置・運営、学習教材・多言語での文書作成などを掲載したポータルサイト「かすたねっと」の運用、外国人児童生徒等に関する状況把握に向けた調査を実施する。

1. **外国人児童生徒等教育アドバイザリーボードの設置・運営** 3百万円(3百万円)

外国人児童生徒等に関する教育の専門家からなるアドバイザリーボードを省内に設置し、政策立案に向けた情報や助言を得るとともに、教育委員会等からの要請に基づくアドバイザー派遣を実施する。教育委員会へは地域の課題解決に向けた助言を行うほか、日本語指導の実践に関する教員研修の講師を務める等の活動を行い、学校での受入体制の整備・充実や日本語指導担当教員や日本語指導補助者等の指導ノウハウの向上等を図る。

⇒政策立案、全国的な外国人児童生徒等に対する教育の機会均等・水準確保に寄与



(事業期間:令和3年度~)

2. ポータルサイト「かすたねっと」の運用

3百万円(3百万円)

全国の先進地域で作成された日本語指導や教科学習の教材のほか、保護者等への連絡文書等に活用できる多言語での翻訳文書など、外国人児童生徒等教育に関する情報や資料等を集約したポータルサイト「かすたねっと」の運用を行う。教材等の検索やアクセスランキングなどに加え、多言語での予定表作成機能なども有し、学校現場等における利用者の利便性向上を図る。

⇒学校等での日本語指導や教科指導、保護者への連絡調整などが円滑に行われることに寄与

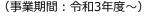
(事業期間:平成30年度~)



3. 外国人児童生徒等に関する状況調査

6百万円(12百万円)

外国人の子供の就学状況等について実態把握のための調査を継続して実施(毎年度)するとともに、学校での受入体制や教育環境の整備・充実等の検討に資するためのデータ収集に向けた調査を実施(隔年度)し、分析を行う。
⇒データによる実態把握と分析を踏まえ、EBPM(証拠に基づく政策立案)の推進に寄与





(担当:総合教育政策局国際教育課)

外国人児童生徒等教育アドバイザリーボード設置



1. 趣旨

地方公共団体における外国人児童生徒等の教育・支援体制の構築を図るとともに、日本語指導等に携わる教師の資質能力の向上のため、 文部科学省に外国人児童生徒等教育アドバイザリーボードを設置し、外国人児童生徒等教育アドバイザーの派遣等を実施する。

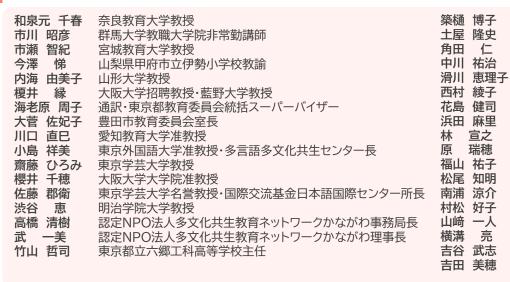
2. 外国人児童生徒等教育アドバイザーの業務

- (1)地方公共団体に対する、外国人児童生徒等教育の推進に係る助言
- (2)地方公共団体等が実施する日本語指導等の充実に資する研修の企画立案に対する助言
- (3)地方公共団体が実施する日本語指導等の指導者養成研修における指導
- (4)今後の外国人児童生徒等に対する支援方策の検討
- (5)その他

3. その他

派遣業務に係るアドバイザーへの旅費・謝金等については、文部科学省から支出する。

4. 外国人児童生徒等教育アドバイザー(五十音順・敬称略) *所属・役職: 令和7年4月1日時点





横浜市教育委員会指導主事

中村学園大学特任教授

弘前大学大学院教授

文部科学省 外国人児童生徒等教育アドバイザー



- 増加する外国人児童生徒等に対する指導・支援、多文化共生の取組等について、教育委員会・大学等へのアドバイスや教員研修の充実のため、「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣を実施。
- アドバイザーは、日本語指導の経験が豊富な教員、日本語教育や多文化共生の研究者など36名を委嘱

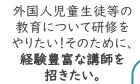
このようなご希望やお悩み・・・



外国人散在地域のため、 対応が遅れている。外国人 児童生徒等の対応施策に ついて、**専門的な見地から** アドバイスが欲しい。



教員志望の学生に、 外国人児童生徒等の 教育について学ばせたい。 どんなカリキュラムが いいのか…。



子どものいる外国人 家庭がとても多い。

NPOと連携して、支援 の取組ができないか…。



外国人児童生徒等教育アドバイザー がお手伝いします!

外国人児童生徒等教育アドバイザー派遣の流れ

申請

自治体・大学(短大含む)から 文部科学省に対し、 アドバイザー派遣申請を提出



2 アドバイザー決定

- 派遣申請の内容に基づき、派遣するアドバイザーを文 部科学省が決定
- 助言を受ける内容等の詳細は、アドバイザーと派遣先 自治体等が直接相談

派遣実施

- アドバイザーが自治体等を訪問し、研修講師や 指導助言などを実施(オンラインでも対応可能です)
- 派遣を受けた自治体等は、文部科学省に実施報告を 提出



3

詳細については、文部科学省HPをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1418999.htm

検討事項関係

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移(学校種別)

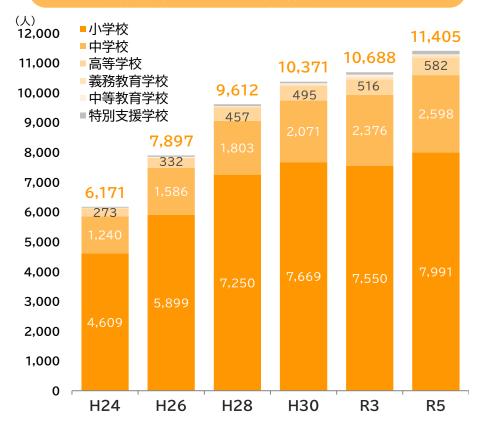


- 日本語指導が必要な児童生徒については、令和5年5月1日現在で、 外国籍の者※で57,718人(21.2%増)であり、前回調査より10,099人増加し、 日本国籍の者は11,405人(6.7%増)であり、前回調査より717人増加した。
 - ※ 公立学校に在籍する外国籍の児童生徒の総数は129,449人であり、このうち日本語指導が必要な者の割合は44.6%となっている。

(人) ■小学校 60.000 57,718 ■中学校 ■高等学校 4.991 ■義務教育学校 50,000 47,619 中等教育学校 ■特別支援学校 4,292 40,755 40,000 3,677 34.335 11,280 2,915 29.198 30.000 27,013 2,272 2,137 20,000 38,141 31,189 26,316 22,156 10,000 18,884 17.154

日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数

日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数



H28

H30

R3

R5

H26

0

H24

日本語指導のための「特別の教育課程」の実施状況(令和5年度)



児童生徒数

学校種	日本語指導が必要な児童生徒数 (ア)	日本語指導における「特別の教育課程」に よる指導を受けている児童生徒数(イ)	割合 (イ)/(ア)
小学校	46,132人	33,346人	72.3%
中学校	15,967人	10,523人	65.9%
高等学校	5,573人	235人	4.2%

学校数

学校種	日本語指導が必要な児童生徒が在 籍する学校数(ア)	日本語指導における「特別の教育課程」に よる指導を受けている児童生徒が在籍する 学校数(イ)	割合 (イ) / (ア)
小学校	9,020校	5,814校	64.5%
中学校	3,845校	2,353校	61.2%
高等学校	796校	42校	5.3%

学校での受入れ・指導の流れ



外国人児童生徒等の帰国・来日

市区町村役場(住民登録等)

学校

学校ガイダンス

入学手続きに関する各種説明

在籍校 での 入学手続きに関する各種説明

プレスタール

(初期支援教室等)

日本語指導

教科学習支援

生活適応指導





學校



取明出し指導 (国際教室等)

教科指導

(教科学習支援)



生活適応指導



- 日本語指導担当教員
- 日本語指導補助員
- 母語支援員

在籍級

入93A指導

- 学級担任
- 教科担任

教科学習支援

- 日本語指導担当教員
- 日本語指導補助員
- 母語支援員



学習指導要領における外国人児童生徒等教育に関する記載①

小学校学習指導要領(平成29年3月告示)

第1章 総則

- 第4 児童の発達の支援
 - 2 特別な配慮を必要とする児童への指導
 - (2) 海外から帰国した児童などの学校生活への適応や,日本語の習得に困難のある児童に対する日本語 指導
 - ア 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。
 - イ 日本語の習得に困難のある児童については,個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫 を組織的かつ計画的に行うものとする。特に,通級による日本語指導については,教師間の連携に努め, 指導についての計画を個別に作成することなどにより,効果的な指導に努めるものとする。

中学校学習指導要領(平成29年3月告示)

第|章 総則

- 第4 生徒の発達の支援
 - 2 特別な配慮を必要とする生徒への指導
 - (2) 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や,日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語 指導
 - ア 海外から帰国した生徒などについては,学校生活への適応を図るとともに,外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。
 - イ 日本語の習得に困難のある生徒については,個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫 を組織的かつ計画的に行うものとする。特に,通級による日本語指導については,教師間の連携に努め, 指導についての計画を個別に作成することなどにより,効果的な指導に努めるものとする。

学習指導要領における外国人児童生徒等教育に関する記載②

高等学校学習指導要領(平成30年3月)

第1章 総則

第5款 生徒の発達の支援

- 2 特別な配慮を必要とする生徒への指導
 - (2) 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や,日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語 指導
 - ア 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。
 - イ 日本語の習得に困難のある生徒については,個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫 を組織的かつ計画的に行うものとする。
 - ウ 日本語の修得に困難のある生徒に対して,学校教育法施行規則第 86 条の2の規定に基づき,特別の教育課程を編成し,日本語の能力に応じた特別の指導(以下「通級による日本語指導」という。)を行う場合には,教師間の連携に努め,指導についての計画を個別に作成することなどにより,効果的な指導に努めるものとする。

なお,通級による日本語指導における単位の修得の認定については,次のとおりとする。

- (ア) 学校においては,生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による日本語指導を履修し, その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には,当該学校の単位 を修得したことを認定しなければならない。
- (イ) 学校においては、生徒が通級による日本語指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし、年度途中から通級による日本語指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、I単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に通級による日本語指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができる。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

障害のある子供の教育支援の手引

~子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて~(抄)

令和3年6月

- 第2編 就学に関する事前の相談・支援,就学先決定,就学先変更のモデルプロセス
 - 第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス
- 5 市区町村教育委員会による教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討
- (6)障害のある外国人の子供について

障害のある外国人の子供については、「外国人の子供の就学の促進及び就学状況等の把握等について (通知)」(平成31年3月15日付け30文科教第582 号文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等 中等教育局長)を踏まえることが必要である。具体的には、障害のある外国人の子供の就学先の決定に当 たっては、教育委員会において、日本国籍を有する子供と同様に、本手引及び「障害のある児童生徒等に 対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学 省初等中等教育局長)等を参考としながら、障害のある外国人の子供一人一人の障害の状態等や教育的 ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を 踏まえた総合的な観点から判断すること等が必要である。

その際,言語,教育制度や文化的背景が異なることに留意し,本人及び保護者に丁寧に説明し,十分な理解を得ることが必要である。

また,外国籍か日本国籍であるかを問わず,就学時に決定した学校や学びの場は,固定したものではなく,それぞれの子供の発達の程度,適応の状況等を勘案しながら,柔軟に変更できるようにすることが適当である。

なお,障害のない外国人の子供については,必要に応じ,日本語指導のための「特別の教育課程」の編成・実施等により,受入れ体制を整える必要がある。この「特別の教育課程」とは,外国人の子供等が学校生活を送る上や教科等の授業を理解する上で必要な日本語の指導を,通常の学級の教育課程の一部の時間に替えて,通常の学級以外の教室で行う教育の形態であり,学校教育法施行規則第56条の2,第79条,第108条及び第132条の3に基づき行われるものである。外国人の子供に障害がないにも関わらず,日本語指導が必要であることをもって,特別支援学級や通級による指導の対象とすることは不適切である。

日本語に通じない児童生徒への音声教材の提供

従来まで音声教材の提供対象だった障害により検定教科書の使用に困難がある児童生徒に加え、日本語に通じない児童生徒についても音声教材の提供が可能となりました。(「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」の改正 令和6年7月施行)

音声教材は、文部科学省の委託事業により、令和7年度は6つの団体が製作し、無償で児童生徒への提供をしています。

音声教材の申請は各団体に行っていただきます。申請方法や各団体の連絡先は文科省HPに記載しています。

外国人児童生徒等への日本語指導における支援方法 【4】教科書の「読み」に困難がある場合、どのような支援を していますか。(複数回答可)

	具体的な支援の状況	割合	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	小学校	中学校
2	教科書を拡大コピーしたものを用意する。 ・デイジー:文字の大きさを変更することができる。 	17. 5%	0 %
3	単語や文節の切れ目に印(スラッシュ・斜線)を付け る。 ・ <mark>デイジー:読んでいるフレーズをハイライトする。</mark>	55%	35%
4	読む箇所を指で指し示す。 ・デイジー:読んでいるフレーズをハイライトする。 	82.5%	65%
5	漢字にひらがなでルビを付ける。 ・ <mark>デイジー:漢字にルビを付けることができる。</mark> 	87.5%	7 5 %
7	ルビの追加教科書本文を用意する。 ・ <mark>デイジー:漢字にルビを付けることができる。</mark> 	30%	65%
1 5	教科書を音読したものを用意する(音声教材) ・ <mark>デイジー:文を音声で読んでくれる。</mark> 	2. 5%	0 %

(出典:令和元年度 外国人児童生徒等における教科用図書の使用上の 困難の軽減に関する検討会議 第1回(令和元年8月14日) 資料6(豊橋市教育委員会築樋委員提出資料))



- ・音声教材の概要
- ・各団体のURLリンク
- ・音声教材普及推進会議の配布資料等
- ・音声教材に関するQ&Aなどを掲載

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/1374019.htm



音声教材の概要

※令和7年度「音声教材の効率的な製作方法及び普及促進に関する調査研究」 受託団体によるもの

マルチメディアデイジー教科書(公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会)

https://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/book/daisytext.html

○主な特徴:専用のアプリケーションまたは端末のブラウザ機能(オンライン)で使用する。

音声、本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。ハイライト機能、ルビ表示機能等あり。 音声は肉声及び合成音声。**視覚と聴覚から同時に情報が入り内容理解がしやすい** 小学校・中学校の教科書を中心に作成。

OWindows, iOS, Android, Chromeで使用可能。

○利用者実績: 28,698人(令和6年度)

ペンでタッチすると読める音声付教科書

(茨城大学)

http://apricot.cis.ibaraki.ac.jp/textbook/

〇主な特徴:

パソコンやタブレット等のICT端末は使わず、<u>紙冊子と音声ペンで使用</u>する。 紙冊子は通常の教科書と見た目がほぼ同じで、鉛筆等で書き込み可能。 持ち運びしやすく、小学校低学年でも簡単に一人で操作できる。

音声ペンで文字をタッチして読むことで意識が紙面に向き、能動的な読書になる。 音声は肉声。小学校・中学校の国語・社会の教科書を中心に作成。

〇利用者実績: 1,101人(令和6年度)

AccessReading

(東京大学先端科学技術研究センター) https://accessreading.org/

○主な特徴: Microsoft Wordや電子書籍リーダーのアクセシビリティ機能を使用する。

本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。読み上げは合成音声。

文字の大きさ、色の変更、ハイライト機能など、アプリの機能で様々な調整が可能。 小学校高学年・中学校・高校の教科書を対象。

OMicrosoft Wordまたは電子書籍リーダーが使用できるOSで使用可能。

〇利用者実績: 145人(令和6年度)

UD-Book

(広島大学)

https://home.hiroshima-u.ac.jp/ujima/onsei/index.html

○主な特徴:専用のアプリケーションまたは端末のブラウザ機能(オンライン)で使用する。 **固定表示(原本教科書に似せた表示)・行移表示(文字だけの表示)**の両方で、テキストを合成音声で読み上げる。固定表示・行移表示を同時に表示することや、固定表示では 見開き表示をすることが可能。ハイライト機能、ルビ表示機能等あり。 小学校・中学校・高等学校の教科書を対象。

OWindows, iOS, macOS, Chromeで使用可能。

○利用者実績: 203人(令和6年度)



音声教材BEAM

(NPO法人エッジ)

https://npo-edge.jp/use-edge/beam/

○主な特徴: 音声のみの教材(テキストや挿絵等の図版はなし)。

MP3を再生できる全ての機器(パソコンやタブレット、スマートフォン、ICレコーダー等)で使用可能。音声は、肉声に近い合成音声。

データ容量が軽く、操作が簡便で、耳からの情報に集中できる。

小学校・中学校の国語・社会、中学校の理科、高等学校の国語・社会を中心に 作成。

〇利用者実績: 112人(令和6年度)

UNLOCK

(愛媛大学)

http://treasure.ed.ehime-u.ac.jp/unlock/index.html

〇主な特徴:パソコン・タブレット端末か音声ペンでの利用を選択可能。

音声ペンの場合、紙の教科書に再生用シールを貼って使用する。

パソコン・タブレット端末の場合、音声データ(MP3)とテキストのPDF・EPUBを提供。

音声は合成音声。児童生徒の障害特性や状態によっては、音声の種類 (男女の声質・話し

方)・再生速度の選択を相談可能。

小学校・中学校・高等学校の教科書を対象。

〇利用者実績: 49人(令和6年度)



令和7年度 音声教材普及推進会議の資料掲載ページに

各音声教材の特徴や活用方法に関する資料・動画が掲載されていますので、

音声教材の御活用にあたっては御確認をお願いいたします。

※右記QRコードよりアクセス可能です。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/1422882_00014.htm



幼稚園の就園ガイド 外国人幼児等の受入れにおける配慮について

幼稚園の就園ガイド(例:英語版の一部)

To parents/guardians of preschool-age children —In considering enrollment in a Japanese kindergarten — 幼児期のお子さんを持つ保護者の皆様へ ~日本の幼稚園への入園に当たって~

There are three types of educational/day care facilities for preschool-age children in Japan: kindergartens ("yochien"), day care centers ("holkujo"), and centers for early childhood education and care ("nintei kodomoen"). Here, we explain the outline of kindergartens. The enrollment requirements and fees differ for each kindergarten. If you wish to enroll your child in a kindergarten, please consult with the municipal office in your area of residence or a nearby kindergarten.

For the outlines of the three types of facilities, please also see the "Guidebook on Living and Working—For foreign nationals who start living in Japan" published on "A Daily Life Support Portal For Foreign Nationals" (<a href="http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/Nouhou/nyuukanri/Nouhou/nyuukanri/Nouhou

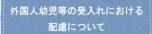
小学校就学前の子供を対象とした施設には、幼稚 園、保育所、認定こども園があります。ここでは幼 稚園の概要を説明します。幼稚園の入園条件や利用 料などは、幼稚園によって異なります。幼稚園への 入園を希望する保護者は、居住する市区町村や近く の幼稚園で入園相談を行ってください。

なお、各施設の概要は、外国人生活支援ボータル サイトに掲載されている「外国人のための生活・就 労ガイドブック」等もご参照ください。

(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/ko uhou/nyuukokukanri10_00055.html)



外国人幼児等の受入れにおける配慮について



文部科学省初等中等教育局幼児教育課



- ・外国人幼児等の受入れにおける 基本的な考え方
- ・外国人幼児等の受入れにおける 配慮に関するQ&A
- ・家庭との連携における配慮
- ・関係機関との連携における配慮 などを記載しています。



外国人幼児等の保護者は、母国の幼児期の教育を行う施設のイメージがあ あため、戸路うことがあるかもしれません。そのため、家に持ち帰ってじっ くり読んだり、知り合いに尋ねたりできるように、写真などの視覚資料と保 構者の使用言語や簡単な日本語で分かりやすくまとめた資料を渡したりす ることが考えられます。説明する内容も精選する必要があります。

- 【保護者に伝えることの例】 ・当面必要な持ち物
 - い方 ・園長・担任教師の名前
 - ・園の電話番号 ・遅刻欠席の連絡方法 ・主な行事 (達足、保護者会、休日に開催される運動会など) や

幼稚園の一日の流れ

- 祝日 ・スケジュール (1日、1週間、当面、年間)
- ・園で必要となる費用(保育料、給食費、PTA会費など) と納入方法、保険

動画や写真を用いた幼稚園での1日の生活の紹介では、保護者との登園や 透遊バスに乗っての登園の様子から始まり、靴を履き替えて保育室に入る様 子、幼稚園での活動の様子、給食や弁当のときに「いただきます」の挨拶を して食べる様子など、幼稚園での外国人幼児等の生活が具体的にイメージで きるようにしましょう。当面必要な持ち物は実物や写真などを提示するとと もに、園指定の持ち物などについては購入可能な店を紹介するとよいでしょ ・

幼稚園での生活に慣れていくために必要な配慮など、幼稚園生活で不明な ことはいつでも幼稚園の園長・担任教師等に相談できることなどを伝え、安 心して幼稚園での生活を楽しめるようにすることが大切です。





https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/you chien/mext_00505.html

日本語教育推進法等における外国人児童生徒等の就学機会の確保について



日本語教育の推進に関する法律

(令和元年法律第48号)

第10条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 日本語教育の推進の基本的な方向に関する事項
- 二 日本語教育の推進の内容に関する事項
- 三 その他日本語教育の推進に関する重要事項

第12条 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等に対する生活に必要な日本語及び教科の指導等の充実その他の日本語教育の充実を図るため、これらの指導等の充実を可能とする教員等(教員及び学校において必要な支援を行う者をいう。以下この項において同じ。)の配置に係る制度の整備、教員等の養成及び研修の充実、就学の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等が生活に必要な日本語を習得することの重要性についてのその保護者の理解と関心を深めるため、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

(令和2年6月23日閣議決定)

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

- 1 日本語教育の機会の拡充
- (1)国内における日本語教育の機会の拡充
- ア 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

【具体的施策例】

・ 全ての外国人の子供の就学機会が確保されることを目指し,住民基本台帳部局,国際交流部局,福祉部局等の行政機関内及びNPOや外国 人学校といった地域の関係機関との連携を図りつつ,地方公共団体における就学状況の把握や保護者への情報提供,就学促進のための取組 を促進する。また,就学機会の確保のために,地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定する。

外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針

(令和2年7月1日文部科学省)

外国人の子供の就学状況把握・就学促進について、文部科学省がこれまでに教育委員会に対して通知した内容を整理し、<mark>自治体が講ずべき事項の指針</mark>としてとりまとめたもの。

外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例

本資料は、令和元年に実施した外国人の子供の就学状況等調査の回答を元に、一部の地方公共団体及び教育委員会の協力を得て 更に聴き取り等を実施し、他の教育委員会等の取組の参考となる事例をとりまとめたものです。

Point I

外国籍の方の転入があったら・・・

住民登録窓口での働きかけ・教育委員会との情報共有

住民登録手続きは、行政窓口に足を運んでもらえる貴重な機会!

- ~工夫例~
 - ✔ 就学手続きの案内(多言語対応)を配布
 - ✔ 住民登録システムと学齢簿システムの連携による情報共有
 - → 学齢簿に準ずるものの整備
 - ✓ 教育委員会への案内(確実に案内するため、通訳が引率する例も)

Point2

新 | 年生に対して・・・

外国語での就学案内の送付

内容を読んで認識してもらうことがスタート!

- ~工夫例~
 - ✔ 多文化共生担当部局と連携した翻訳文書の作成
 - ✓ 郵送に限らず、幼稚園・保育所を通じた就学のお知らせも
 - ✔ 送付して終わりではなく、入学希望の返信がない場合には電話や訪問による確認を実施

Point3

不就学または就学状況が不明な子供に対して・・・

電話や家庭訪問による就学状況の確認・就学促進

就学の重要性を丁寧に説明、通訳や国際交流協会とも上手く連携!

- ~工夫例~
 - ✔ 通訳の同行、国際交流協会への委託
 - ✓ 子供の将来のための就学の重要性を丁寧に説明(外国人学校の選択肢を紹介する例も)
 - ✓ 入学後のサポートについても説明し、不安を解消

上記の他にも事例を多数ご紹介しています。また、様々なお役立ちツールもご紹介しています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/genjyou/1295897_00001.htm

令和4年度中の日本語指導が必要な中学生等の進路状況



※中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校(中学部)が対象

1 進学率

	中学校等を卒業した 生徒数(人)	中学校等を卒業した後高等学校や 専修学校などの教育機関等(※1)に 進学等した生徒数(人)	進学率
日本語指導が必要な中学生等	4,464	4,029	90.3%
全中学生等	1,008,419 (※2)	998,557(%2)	99.0%

(※1)専修学校(高等課程、一般課程)、公共職業能力開発施設等を含む (※2)「令和5年度学校基本調査」を基に算出

2 就職率

	中学校等を卒業した 生徒数(人)	中学校等を卒業した後 就職した生徒数	就職率
日本語指導が必要な中学生等	4,464	78	1.7%
全中学生等	1,008,419 (%2)	1,821(※2)	0.2%

(※2)「令和5年度学校基本調査」を基に算出

3 進学も就職もしていない者の率

	中学校等を卒業した 生徒数(人)	中学校等を卒業した後 進学・就職(・帰国)していない生徒数 (不詳、死亡は除く)	進学も就職も していない者の 率
日本語指導が必要な中学生等	4,464	225	5.0%
全中学生等	1,008,419 (%2)	7,981(%2)	0.8%

(※2)「令和5年度学校基本調査」を基に算出

令和4年度中の日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況



※高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校(高等部)が対象。

1 十分旧兴志			
1. 中途退学率	在籍している生徒数	中途退学した生徒数	中退率
日本語指導が必要な高校生等 (特別支援学校の高等部は除<)	4,335	370	8.5%
全高校生等 (特別支援学校の高等部は除く)	1,999,163 (※1)	22,631 (※2)	1.1%

(※1)「令和4年度学校基本調査」を基に算出

(※2)「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に算出

2. 進路状況

1 進学率	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後大学や専修学校 などの教育機関等(※3)に進学等した生徒数	進学率
日本語指導が必要な高校生等	1,010	471	46.6%
全高校生等	668,892 (※4)	501,533 (※4)	75.0%

(※3)短期大学、専門学校、各種学校を含む (※4)「令和5年度学校基本調査」を基に算出

2 就職者における非正規就職率	高等学校等を卒業した後 就職した生徒数	高等学校等を卒業した後 非正規又は一時的に就職した生徒数	就職者における 非正規就職率
日本語指導が必要な高校生等 (全日制・定時制・通信制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	352	136	38.6%
全高校生等 (全日制・定時制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	115,091(%4)	3,566 (※4)	3.1%

(※4)「令和5年度学校基本調査」を基に算出

3 進学も就職もしていない者の率 高等学校等を卒業した生徒数		高等学校等を卒業した後進学・就職(・帰国) していない生徒数(不詳、死亡は除く)	進学も就職もして いない者の率
日本語指導が必要な高校生等	1,010	119	38.6%
全高校生等	668,892(%4)	43,803 (※4)	3.1%

(※4)「令和5年度学校基本調査」を基に算出

公立高等学校における受入れ「令和6年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」結果から



1 帰国・外国人生徒に対する入学者選抜の状況について

	学力検査の検査教科 を軽減している	学力検査を 実施しない	その他(★)
帰国生徒	15 (14)	4 (2)	35 (35)
外国人生徒	15 (14)	4 (2)	36 (35)

[※]入学者選抜の実施に際して、帰国・外国人生徒に対する配慮を実施している都道府県の数を記載。

★「その他」に該当する内容

- 出題文の漢字にルビを振る
- 辞書の持ち込みを許可する
- 学力検査時間の延長
- 学力検査を面接に代える
- 別室での受検

等

2 各学校における特別定員枠の設定状況

	学力検査の検査教科を軽減している
帰国生徒	22 (19)
外国人生徒	20 (17)

※帰国・外国人生徒について、特別定員枠を設定している学校数を回答した都道府県の数を記載。



3 編入学試験の実施方法について

	学科試験を 実施している	学科試験を 実施しているが、 試験教科を軽減している	学科試験を 実施していない (面接・作文等のみ)	その他
帰国生徒	17 (18)	3 (3)	5 (1)	32 (31)
外国人生徒	18 (18)	3 (3)	4 (3)	32 (31)

※編入学試験の実施方法について、それぞれに該当する都道府県の数を記載。

※同一の県において、「学科試験を実施している」高校と「試験教科を軽減している」高校の両方が存在する、などのケースがあるため、合計が47都道府県にはならない。

「外国人児童生徒受入れの手引」における指導体制に係る主な記載 【自治体での受け入れ体制関係】

<各市町村の状況に応じた受入体制づくり>







A:市町村の一定域内で、初期日本語・適応指導教室や日本語と教科の統合学習などの取り出し指導を行うための「拠点校」を設置し、域内の日本語指導が必要な児童生徒が通級等を行うケース。

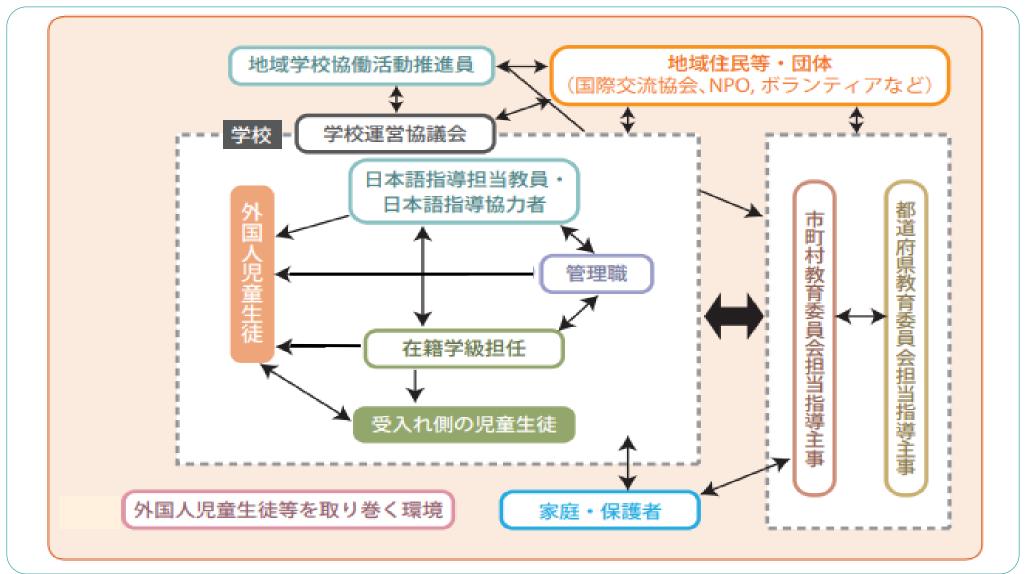
B:市町村の一定域内で、外国人児童生徒等担当教員を配置する「拠点校」を設置し、担当教員が拠点校以外の学校への巡回指導を行うケース。

C:外国人児童生徒等担当教員を学校に配置し、担当教員が配置校で日本語指導・教科指導等を行うケース。

これらの仕組みは、日本語指導が必要な児童生徒の成長によって柔軟に活用するという視点も必要です。例えば来日直後で日本語指導のみならず日本の学校生活への適応が必要な児童生徒には、拠点校の初期指導教室で指導を受けた後、在籍校において巡回による指導を受けるよう移行することなどが考えられます。また、就学前の子供や保護者のためのプレスクールを設置して学校生活への適応や学習支援を充実させたり、教師のためのリソースルームを設置して教材研究や研修を支えたりすることなども、市町村の受入れ体制づくりとして進められるとよいでしょう。

「外国人児童生徒受入れの手引」における指導体制に係る主な記載 【自治体での受け入れ体制関係】

<様々な機関等との連携>



日本語指導体制の整備状況(教育委員会)



指導体制

(日本語指導が必要な児童生徒等の受入れに際しての指導体制の整備状況)

→多くは在籍学校における指導

		地方公共団体数(左の内訳)							
年 度	総数	拠点校設置	拠点校設置 に加え教員の 巡回指導	支援者 による巡回 指導・支援	学校における 教員や支援者 による 指導・支援 (左記以外)	教員配置の ない学校に おける ICT活用	教育委員会等に コーディネート 組織設置、 指導内容の 開発・提供	整備 していない	その他
令和5年度	1,788	122 6.8%	151 8.4%	357 19.9%	539 30.1%	44 2.5%	95 5.3%	814 45.5%	131 7.3%
令和3年度	1,788	107 6.0%	146 8.2%	328 18.3%	510 28.5%	27 1.5%	105 5.9%	847 47.4%	147 8.2%

		地方公共団体数(左の内訳)						
年 度	総数	対象児童生徒がいない・少ない	通常学級内で 支援できている	どのような 支援を行うべきか わからない	指導人員不足	予算不足	その他	
令和5年度	814	706 86.7%	69 8.5%	26 3.2%	193 23.7%	112 13.8%	11 1.4%	

ICT活用

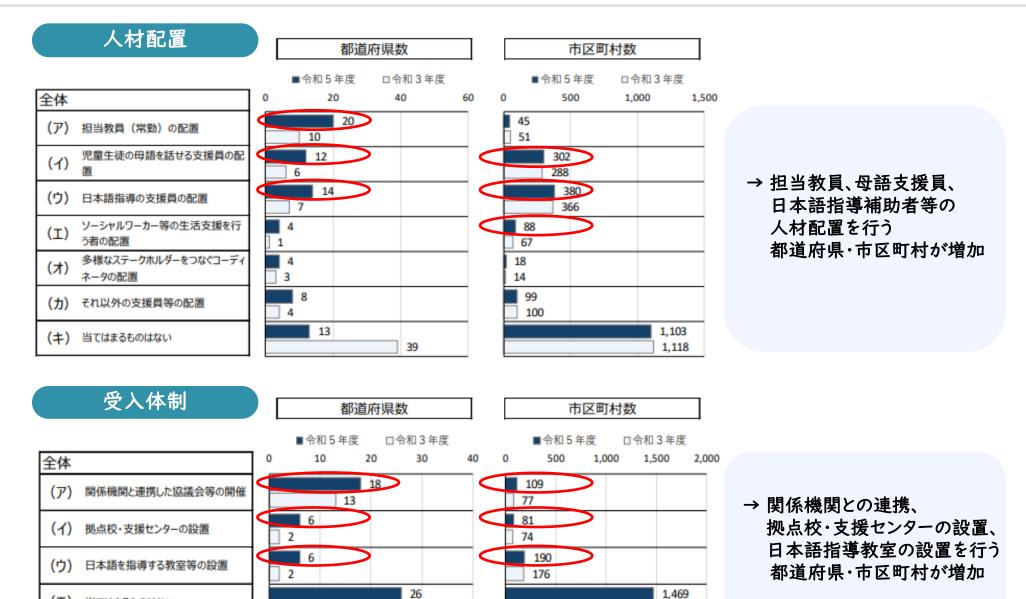
(学校での日本語指導におけるICT端末等の活用有無別地方公共団体数)

→ ICT活用は増加

ケ 英	少公 坐長	地方公共団体数(左の内訳)				
年 度	総数	活用している	検討中	活用していない		
令和5年度	1,788	697 39.0%	83 4.6%	1,008 56.4%		
令和3年度	1,788	380 21.3%	213 11.9%	1,195 66.8%		

日本語指導体制の整備状況(教育委員会)





32

1,500

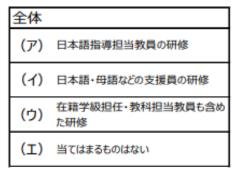
当てはまるものはない

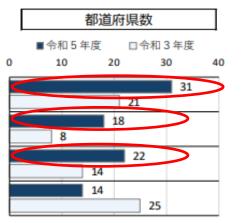
^{※「}日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」(文部科学省)より作成。

日本語指導体制の整備状況(教育委員会)







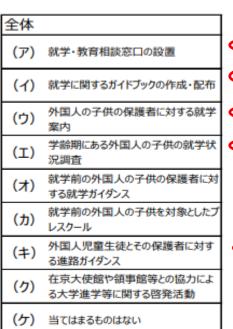


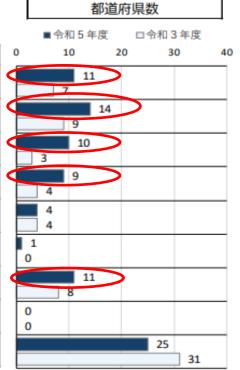


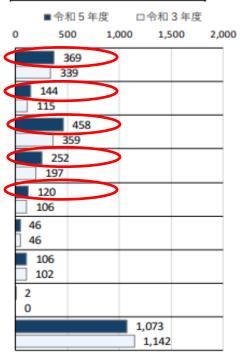
市区町村数

→ 担当教員、 母語支援員、 日本語指導補助者や 各担当教員向けの 研修を行う 都道府県・市区町村 が増加

情報提供







→ 就学に関する 窓口、ガイドブック、 保護者へのガイダンス 等の様々な情報提供 を行う 都道府県・市区町村 が増加

生成AIの活用を通じた教育課題の解決・教育DXの加速

令和7年度予算額

2 億円 (新規) 文部科学省

令和6年度補正予算額

6億円

現状·課題

- 令和5年度から生成AIパイロット校を指定。生成AIを教育・校務で活用する実践例は、学校現場から生まれつつある。
- 子供の学びの充実や教職員の負担軽減に向けて、①パイロット校以外の国内事例の収集、②生成AIの活用に伴うリスクへの 対応(例:ガイドラインの遵守、セキュアな環境下での活用)を考慮した先進的な取組、③教育分野に特化した生成AIモデ ル・サービスに関する実証等を多面的に進め、その成果・課題を検証しながら成果の普及を図ることが必要。

骨太方針2024 (R6.6.21 閣議決定) 第2章3.(1) DX (教育DX) こどもたちの学びの更なる充実と教職員の負 担軽減に向け、国策として推進するGIGAス クール構想を中心に、クラウド環境や生成AI の活用等による教育DXを加速する。

1. 教育分野での利活用の検討

a. 生成AI利活用に向けた事例収集等

教育分野における生成AIの利活用に関するハッ カソンやアイデアソンを実施し、学校等における利活 用について好事例収集を行う。

b. 学校現場における利活用等の実態調査、 事例集の作成

学校現場における牛成AIの利活用等の実態調 香を実施。イベントやパイロット校での実践例も踏 まえ、好事例や留意点を普及させるための事例集 の作成を行う。

c. 生成AIの利活用に関する検討会議の運営

生成AIの利活用の在り方について、有識者検討 会議を運営し、実践事例を基にした成果・課題の 検証、リスクや懸念の対処を含む利活用の在り方 について検討を行う。

事業スキーム



ハッカソンやアイデアソンの実施:40百万円 実態調査・事例集作成:44百万円 検討会議の運営:9百万円

2. 生成AIの利活用に関する実証研究

a.) 生成AIパイロット校の指定を通じた利活用事例の創出

事業 概要

生成AIの利活用の実証を学校単位で進める指定校を支援。

①教育利用:教科等横断的かつ学年横断的に活用する申請校を優先採択

②校務利用:活用する業務や活用方法を「見える化し、他校と組織的に情報共有する申請

校を優先支援

想定 成果

- 年間指導計画やカリキュラムに体系的に位置付けて行われる取組事例の創出
- 汎用基盤モデルを活用した、校務での利活用事例の創出、学校間の事例共有

事業スキーム







白治体

b.) セキュアな環境における生成AIの校務利用の実証研究事業 【R6年度補正予算額2億円】

事業 概要 教職員の働き方改革の観点では、繁忙期を含む1年間を通しての生成AIの活用や教育委員 会が主導する校務での生成AIの活用を促進する必要がある。適切なセキュリティ対策の下で個 人情報等重要性の高い情報を取り扱える生成AIの利用環境において、ダッシュボード等のツール との連携の検討も含め、校務で生成AIを活用する実証研究を行う。

想定 成果

- セキュアな環境における実践例を創出し、全国レベルで校務における生成AIの活用を推進
- ガイドライン」の見直しを実施

事業スキーム







c.) 学びの充実など教育課題の解決に向けた教育分野特化の生成AIの実証研究事業 【R6年度補正予算額4億円】

事業 概要

想定

成果

多言語対応が必要な外国にルーツを持つ子供・保護者への対応、一人一人に合った個別最 適な学習の提供など、教育分野の特定の課題に対し生成AIを活用した課題解決の可能性を 検証する実証研究を行う。



事業スキーム



自治体での実証

• 既存の対応方法よりも効率的かつ効果的な生成AIモデル・サービスの創出

• 特定の教育課題に対応した生成AIの活用方法をバックキャストし、生成AIの活用方法や 課題解決の可能性を整理

外国人児童生徒等教育に関する最近の動向について

検討の背景

- ▶ 日本語指導を必要とする児童生徒は平成30年度に5万人を超え、母語の多様化も進行。新たな在留資格の創設により、今後更なる在留外国人の増加が見込まれる。
- ▶ 国が初めて実施した調査により、約2万人の外国人の子供が就学していない可能性があるか、就学状況が確認できていない状況にあることが明らかに。
- ▶「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月)、中央教育審議会に対する諮問(平成31年4月)等も踏まえ、更なる充実の方向性を検討。

基本的な考え方

- ▶ 外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に制度設計を行うことが必要。「誰一人取り残さ ない」という発想に立ち、社会全体としてその環境を提供できるようにする。(すべての外国人の子供が就学することを目標に)
- 就学前段階や高等学校段階、学校卒業後も見据えた体系的な指導・支援、また、日本語教育のみならず、キャリア教育や相談支援などを包括的に提供する必要。
- > 学齢期から様々かルーツを有する子供達がともに学習することで、国際的か祖占を持って社会で活躍する人材とかり得ることを重視し、指道に取り組む。

▶ 子駒別かり様々なルーツを有りる古供達かどもに子首りることで、国際的な税点を持つく社会で活躍りる人材となり待ることを里悦し、指導に取り組む。					
分野ごとの主な施策					
	速やかに実施すべき施策 (可能なものから速やかに具体化を図り、施策として実行)	実現に向けて取り組む課題 (順次、施策化に必要な制度的対応や予算を検討)			
1.指導体制の確保・充実	国の補助事業(拠点校方式等の指導体制構築、初期集中支援の実施、支援員配置、ICT活用等)の一層の活用促進<u>散在地域の指導体制構築</u>に関し、実践研究を実施し、その成果を全国に普及	 「日本語教師」を、学校での日本語指導に積極的に活用(特別免許状、特別非常勤講師制度の活用も検討) 「GIGAスクール構想」の検討と共に、ICT教材の活用、遠隔授業の実施等を推進 			
2.日本語指導担当教師 等の指導力の向上、支 援環境の改善	 教員研修のための「モデルプログラム」を全国展開 教師が外国人児童生徒等について効率的に必要な知識や技能を得られる研修用動画を作成 「かすたねっと」(教材等の情報検索サイト)の機能強化等 	大学等における履修証明等により、日本語指導担当教師が専門的な知識を得られる仕組みを検討教員養成における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けについて検討JSLカリキュラムの改訂や高等学校版JSLの策定を順次検討			
3.就学状況の把握、 就学の促進	・外国人の子供の就学促進に関する先進事例を自治体に提供・教育委員会と住民基本台帳部局等の連携促進・地方公共団体における就学促進の取組について継続的に調査・日本語教育推進法の基本方針に就学促進を位置付け	地方公共団体が講ずべき事項に関する指針を作成住民基本台帳等に基づき学齢簿に準じるものを作成する等、更なる 制度的な対応の在り方を検討(外国人の子供の保護者に就学義務を課すことについては、引き続き慎重に検討)			
4.中学生・高校生の進 学・キャリア支援の充 実	 公立高等学校入学者選抜における先進事例を地方公共団体に 提供し、各地域の実情に応じた取組を促進 国の補助事業(日本語指導体制構築、進路指導・キャリア教育の充実等)の継続実施と一層の活用促進 	高等学校における「特別の教育課程」の適用を含め、日本語の指導方法や制度的な在り方について検討外国人学校等を卒業した外国人生徒について、高等学校入学者選抜の受検資格に関し、より適切な配慮が行われるための方策を検討			
5.異文化理解、母語・母 文化支援、幼児に対す る支援	異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方について、 大学や教育委員会、学校等の協力を得て研究を実施外国人幼児のための就園ガイド等を作成	 教育委員会、外国人学校、国際交流協会等との連携により、母語・母文化を尊重した取組の推進 プレスクール等の取組の更なる推進方策を検討 			

高等学校等における日本語指導の制度化及び充実方策について(報告)概要 令和3年9月

現状と検討の背景

- 高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は増加しており、平成30年度で4千人を超える状況(10年前の2.7倍)
- 義務教育段階においては、「特別の教育課程」を編成して日本語の特別の指導を実施しているが、高等学校段階では同様の制度が導入されていない
- ・ 令和3年1月の中教審答申において、高等学校における「特別の教育課程」の適用を含め、日本語指導の制度的な在り方等の検討を進めることが提言

制度化の必要性等

- 日本語指導が必要な生徒の在籍が多い高等学校では、日本語に関する学校設定教科・科目を設置して指導が行われている
- しかし、日本語指導が必要な生徒の日本語の能力は様々であり、個々の生徒の状況に応じたきめ細かな日本語の指導が必要
- ⇒ 高等学校においても「特別の教育課程」編成・実施の制度を導入し、生徒の日本語の能力等に応じた個別の指導を行うことを可能とする必要がある

制度化の在り方

• 義務教育段階における「特別の教育課程」編成・実施と同様の制度とすることを基本とするが、高等学校における教育の特徴(多様な課程・学科の設置、必履修教科・ 科目等の設定、単位による履修・修得と卒業の認定等)を尊重した内容とすべき

教育課程上の位置付け	「特別の教育課程」による日本語の指導を高等学校の教育課程に加える、又はその一部に替えることができることとする ※学校設定教科・科目の設置との併用は可能	指導計画の作成	日本語の能力等に応じた指導の目標・指導内容等を明記した「個別の指導計画」を作成※中学校で「特別の教育課程」による指導を受けていた生徒が、高等学校でも特別の指導を受ける場合は、指導計画が中学校から引き継がれる仕組みが必要
日本語指導の対象と する生徒	日本語の能力に応じた特別の指導を行う必要がある生徒 ※日本語指導の知見のある者が参加し、多面的な観点から判断	単位認定、学習評価	日本語の能力等を多面的な観点について把握し て学習の評価を実施し、その結果に基づいて単位 を修得したことを認定
指導の内容	学校生活や各教科等の学習に、日本語で取り組 むことができることを目的とする指導	全日制・定時制・通信 制の課程ごとの制度設 計の違い	全ての課程において、「特別の教育課程」を編成し日本語指導を行うことを可能とする
指導の実施形態	・在籍学校における指導 ・他校における指導	指導に当たる教員等	高等学校教諭免許状を有する教師が担当し、日 本語指導の専門知識を有する外部人材も積極的
指導時間·単位数 充実方策	小・中学校等における日本語の指導の授業時数の 標準(10単位時間〜280単位時間)を目安として 検討		に活用すべき

- 高等学校は、教育委員会・NPO等と連携し、組織的な指導体制づくりに取り組むことが重要。日本語指導に加えて、キャリア教育や多文化共生等の取組も推進すべき
- 教育委員会は、関係機関と連携した専門人材派遣や中学校と高等学校の連携体制構築、教師の専門性の向上に取り組むことが必要
- 国は、指導体制構築の手引と日本語指導等のカリキュラムづくりのガイドラインを作成し、教育委員会・学校に提供するとともに、補助事業やアドバイザー派遣事業を活用し、 高等学校等の指導体制構築を支援する

令和5年6月16日 閣議決定

等

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命:学制150年、教育基本法の理念・目的・目標(不易)の実現のための、社会や時代の変化への対応(流行)

【社会の現状や変化】

- ▶ 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す**羅針盤**となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大 ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化 ・VUCAの時代(変動性、不確実性、複雑性、曖昧性) ・少子化・人口減少や高齢化
- ・グローバル化・地球規模課題 ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン(脱炭素) ・共生社会・社会的包摂 ・精神的豊かさの重視(ウェルビーイング) ・18歳成年・こども基本法 等

第3期計画期間中の成果

- ・(初等中等教育) 国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
- ・ (高等教育) 教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
- ・ (学校段階横断) 教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

第3期計画期間中の課題

- ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞・不登校・いじめ重大事態等の増加
- ・学校の長時間勤務や教師不足 ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
- ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷・博士課程進学率の低さ

計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人 一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- ・Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、 論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング(※)の向上

- ・**多様な個人**それぞれが**幸せや生きがい**を感じるとともに、**地域や社会**が **幸せや豊かさ**を感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、**学校や地域でのつながり**、利他性、協働性、**自己肯定感**、自己 実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
- ・**日本発の調和と協調**(Balance and Harmony)に基づくウェルビーイン グを発信
- ※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生 の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

①グローバル化する社会の持続的な 発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会の発展に寄与
- ·「主体的·対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で**留学等国際交流**や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
- ・リカレント教育を通じた高度人材育成

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す 共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による**多様な教育ニーズへの対応**
- ・支援を必要とする子供の**長所・強みに着目**する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性(DE&I)ある共生社会の実現に向けた教育を推進
- ・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上

人生100年時代に**複線化する生涯**にわたって学び続ける学習者

③地域や家庭で共に学び支え合う社会 の実現に向けた教育の推進

- ·持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、 家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、**当事者**として**地域社会の担い手**となる

④教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

DXに至る3段階(電子化→最適化→新たな価値(DX))において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進

GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、 校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用 指導力の向上等、DX人材の育成等を推進 教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進

デジタルの活用と併せてリアル (対面)活動も不可欠、学習 場面等に応じた最適な組合せ

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

各関係団体・関係者 (子供を含む) との対話を 通じた計画の策定等

学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の 一体的推進、ICT環境の整備、経済状況等によらない学び確保

7

今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- ・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・調査結果(定量・定性調査)に基づく多様な関係者の対話を通じた政策・実践の改善
- ・データ等を分析し、企画立案等を行うことのできる行政職員の育成
- ・教育データ(ビッグデータ)の分析に基づいた政策の評価・改善の促進

教育投資の在り方

「人への投資」は成長の源泉であり、成長と分配の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を図る必要。未来への投資としての教育投資を社会全体で確保。 公教育の再生は少子化対策と経済成長実現にとっても重要であり、取組を推進する。

- ①教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進
- ・幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を着実に実施
- ・高等教育の給付型奨学金等の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大等
- ②各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備
- ・GIGAスクール構想の推進、学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的推進
- ・国立大学法人運営費交付金・私学助成の適切な措置、成長分野への転換支援の基金創設
- ・リカレント教育の環境整備、学校施設・大学キャンパスの教育研究環境向上と老朽化対策等

OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保

今後5年間の教育政策の目標と基本施策

フ後3年間の教育政界の目標と参本心界						
教育政策の目標	基本施策(例)	指標(例)				
1. 確かな学力の育成、 幅広い知識と教養・専 門的能力・職業実践力 の育成	○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 ○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施 ○幼児教育の質の向上 ○高等学校教育改革 ○大学入学者選抜改革 ○学修者本位の教育の推進 ○文理横断・文理融合教育の推進 ○キャリア教育・職業教育の推進 ○学校段階間・学校と社会の接続の推進	・OECDのPISAにおける世界トップレベル水準の維持・到達 ・授業の内容がよく分かる、勉強は好きと思う児童生徒の割合 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 ・高校生・大学生の授業外学修時間 ・PBL(課題解決型学習)を行う大学等の割合 ・職業実践力育成プログラム(BP)の認定課程数				
2. 豊かな心の育成	○道徳教育の推進 ○発達支持的生徒指導の推進 ○いじめ等への対応、人権教育 ○児童生徒の自殺対策の推進 ○体験・交流活動の充実 ○読書活動の充実 ○伝統や文化等に関する教育の推進 ○文化芸術による子供の豊かな心の推進	・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 ・人が困っている時は進んで助けていると考える児童生徒の割合 ・自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合				
3. 健やかな体の育成、 スポーツを通じた豊かな 心身の育成	○学校保健、学校給食・食育の充実 ○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化 ○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実 ○アスリートの発掘・育成支援	・朝食を欠食する児童生徒の割合 ・1 週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合 ・卒業後にもスポーツをしたいと思う児童生徒の割合				
4. グローバル社会におけ る人材育成	○日本人学生・生徒の海外留学の推進○外国人留学生の受入れの推進○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化○外国語教育の充実	・日本人学生派遣50万人、外国人留学生受入れ40万人(2033まで) ・英語力について、中・高卒業段階で一定水準を達成した割合				
5. イノベーションを担う人 材育成	○探究・STEAM教育の充実 ○大学院教育改革 ○高等専門学校の高度化 ○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進 ○起業家教育(アントレプレナーシップ教育)の推進 ○大学の共創拠点化	・修士入学者数に対する博士入学者数の割合 ・自然科学(理系)分野を専攻する学生の割合 ・大学等における起業家教育の受講者数				
6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	○子供の意見表明 ○主権者教育の推進 ○消費者教育の推進 ○持続可能な開発のための教育 (ESD) の推進 ○男女共同参画の推進 ○環境教育の推進 ○災害復興教育の推進	・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合・学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合				

教育政策の目標	基本施策(例)	指標(例)
7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	○特別支援教育の推進 ○不登校児童生徒への支援の推進 ○ヤングケアラーの支援 ○子供の貧困対策 ○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進 ○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援 ○大学等における学生支援 ○夜間中学の設置・充実 ○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上 ○高等専修学校の教育の推進 ○日本語教育の充実 ○障害者の生涯学習の推進	・個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況 ・学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合 ・不登校特例校の設置数 ・夜間中学の設置数 ・日本語指導が必要な児童生徒で指導を受けている者の割合 ・在留外国人数に占める日本語教育機関等の日本語学習者割合
8. 生涯学び、活躍できる 環境整備	○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実 ○働きながら学べる環境整備 ○リカレント教育のための経済支援・情報提供 ○現代的・社会的課題に対応した学習 ○女性活躍に向けたリカレント教育の推進 ○高齢者の生涯学習の推進 ○リカレント教育の成果の適切な評価・活用 ○生涯を通じた文化芸術活動の推進	・この 1 年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合 ・この 1 年くらいの間の学修を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている等と回答した者の割合 ・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合
9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ○家庭教育支援の充実 ○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備	・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 ・学校に対する保護者や地域の理解が深まったと認識する学校割合 ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の住民等参画状況
10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	○社会教育施設の機能強化 ○社会教育人材の養成・活躍機会拡充 ○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携	・知識・経験等を地域や社会での活動に生かしている者の割合 ・社会教育士の称号付与数 ・公民館等における社会教育主事有資格者数
11. 教育DXの推進・デジタル人材の育成	○1人1台端末の活用 ○児童生徒の情報活用能力の育成 ○教師の指導力向上 ○校務DXの推進 ○教育データの標準化 ○教育データ分析・利活用 ○デジタル人材育成の推進(高等教育) ○社会教育分野のデジタル活用推進	・児童生徒の情報活用能力(情報活用能力調査能力値) ・教師のICT活用指導力 ・ICT機器を活用した授業頻度 ・数理・データサイエンス・AI教育プログラム受講対象学生数
12. 指導体制・ICT環境 の整備、教育研究基盤の 強化	○学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進 ○教師の養成・採用・研修の一体的改革 ○ICT環境の充実 ○地方教育行政の充実 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立(高等教育段階)	・教師の在校等時間の短縮 ・特別免許状の授与件数・教員採用選考試験における優れた人材確保のための取組状況・児童生徒1人1台端末の整備状況 ・ICT支援員の配置人数・大学における外部資金獲得状況 ・大学間連携に取り組む大学数
13. 経済的状況、地理的 条件によらない質の高い学 びの確保	○教育費負担の軽減に向けた経済的支援 ○へき地や過疎地域等における学びの支援 ○災害時における学びの支援	・住民税非課税世帯等の子供の大学等進学率 ・経済的理由による高等学校・大学等の中退者数・割合 ・高等学校の学びの質向上のための遠隔教育における実施科目数
14. NPO・企業・地域団 体等との連携・協働	○NPOとの連携 ○企業との連携 ○スポーツ・文化芸術団体との連携 ○医療・保健機関との連携 ○福祉機関との連携 ○警察・司法との連携 ○関係省庁との連携	・職場見学・職業体験・就業体験活動の実施の割合・都道府県等の教育行政に係る法務相談体制の整備状況
15. 安全·安心で質の高い教育研究環境の整備、 児童生徒等の安全確保	○学校施設の整備 ○学校における教材等の充実 ○私立学校の教育研究基盤の整備 ○文教施設の官民連携 ○学校安全の推進	・公立小中学校や国立大学等の施設の老朽化対策実施率 ・私立学校施設の耐震化率 ・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の件数
16. 各ステークホルダーとの 対話を通じた計画策定・ フォローアップ	○各ステークホルダー(子供含む)からの意見聴取・対話	・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー(子供含む)の意見の聴取・反映の状況の改善72

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

~全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現~(答申)【概要】

第1部 総論

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

新学習指導要領の着実な実施

ICTの活用

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り

手となることができるようにすることが必要

令和3年1月26日

中央教育審議会

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果, 直面する課題と新たな動きについて

成果

- 学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を 一体で育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い評価
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割 ①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的、精神的な健康の保障(安全・安心につながることができる居場所・セーフティネット)

課題

子供たちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方、変化する社会の中で以下の課題に直面

- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
- 子供たちの多様化(特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等)
- 生徒の学習意欲の低下
- 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下, 教師不足の深刻化
- 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど、加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
- 少子高齢化,人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立, 今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備

教育振興基本計画の理念(自立・協働・創造)の継承

学校における 働き方改革の推進 GIGAスクール構想の 実現 新学習指導要領の 着実な実施

5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 外国人の子供たちが共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行うことが必要
- キャリア教育や相談支援の包括的提供、母語・母文化の学びに対する支援が必要
- 日本人の子供を含め、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる取組

(2) 指導体制の確保・充実

① 日本語指導のための教師等の確保

- 日本語と教科を統合した学習を行うなど、組織的かつ体系的な指導が必要
- 日本語指導が必要な児童生徒への指導体制の充実
- 日本語指導・母語による支援等の専門スタッフの配置促進と支援体制の構築

② 学校における日本語指導の体制構築

- 日本語指導の拠点となる学校の整備と、拠点校を中心とした指導体制の構築
- 集住・散在等, 地域の実情を踏まえた体制構築の在り方の検討
- 拠点校方式等の指導体制構築や初期集中支援等の実践事例の周知

③ 地域の関係機関との連携

- 教育委員会, 首長部局, 地域のボランティア団体, 日本語教室等の関係 機関との連携促進
- 特に, 教員養成大学や外国人を雇用する企業等との連携

(3) 教師等の指導力の向上, 支援環境の改善

① 教師等に対する研修機会の充実

- 「外国人児童生徒等教育を担う教師等の養成・研修モデルプログラム」の普及
- 日本語指導担当教師等が専門知識の習得を証明できる仕組みの構築

② 教員養成段階における学びの場の提供

• 教員養成課程における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けの検討

③ 日本語能力の評価,指導方法・指導教材の活用・開発

- 「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」や外国人児童生徒等教育アドバイザーを活用した、日本語能力評価手法の普及促進
- 情報検索サイト「かすたねっと」に登録する教材等の充実や検索機能の充実, 多言語により学校生活を紹介する動画コンテンツの作成・配信

④ 外国人児童生徒等に対する特別な配慮等

- 障害のある外国人児童生徒等に対して、障害の状態等に応じたきめ細かい指導・支援体制の構築
- 障害のある外国人児童生徒等の在籍状況や指導・支援の状況把握

(4) 就学状況の把握,就学促進

- 学齢期の子供を持つ外国人に対する, 就学促進の取組実施
- 学齢簿の編製にあたり全ての外国人の子供の就学状況についても一体的に管理・ 把握するなど地方公共団体の取組促進,制度的な対応の在り方の検討
- 義務教育未修了の外国人について、公立中学校での弾力的な受入れや夜間中学の入学案内の実施促進

(5) 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

- 外国人児童生徒等の進学・就職等の進路選択の支援
- 公立高等学校入学者選抜における外国人生徒等を対象とした特別の配慮(ルビ振り、辞書の持ち込み、特別定員枠の設置等)について、現状把握、情報共有による地方公共団体の取組促進
- 中学校・高等学校段階における進路指導・キャリア教育の取組促進
- 取出し方式による日本語指導の方法や制度的な在り方,高等学校版JSLカリキュラムの策定の検討
- 小・中・高等学校が連携し、外国人児童生徒等のための「個別の指導計画」を 踏まえた必要な情報整理・情報共有の促進

(6) 異文化理解, 母語・母文化支援, 幼児に対する支援

- 学校における異文化理解や多文化共生の考えが根付くような取組促進
- 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実,教員養成課程における履修内容の充実
- 家庭を中心とした母語・母文化定着の取組の促進,学校内外や就学前段階における教育委員会・学校とNPO・国際交流協会等の連携による母語・母文化に触れる機会の獲得
- 幼児期の特性を踏まえた指導上の留意事項等の整理,研修機会の確保

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和7年度改訂)(概要)― 主な施策 ―【抜粋】

● ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等

- 子育て中の親子同士の交流、子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施《53》
- 外国人材にとって魅力的な子供の教育環境のモデルの開発及び全国 の自治体や学校等への横展開の実施《59》

「青壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等

・ 日本語指導の「特別の教育課程」を編成・実施している事例の編集及び周知・普及《62》

「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援等

①留学生の就職等の支援

- 高度外国人材活躍地域コンソーシアムの形成による外国人留学生の就職・活躍の推進《89》
- ②就労場面における支援
- 日本人社員と外国籍社員の職場における双方向の学びの動画教材や手引きの周知及び活用促進《90》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員・通訳の配置による職業相談の実施《92》
- 定住外国人を対象とした日本語能力に配慮した職業訓練の実施等《95》
- ③適正な労働環境等の確保
- 外国人雇用管理指針上選任が求められている雇用労務責任者に係る講習の試行的実施《98》
- 妊娠・出産等した技能実習生が利用できる制度等の周知・啓発活動《108》

「高齢期」を中心とした外国人に対する支援等

外国人に対する年金制度に関する周知・広報の継続と充実の検討《109》

ライフステージに共通する取組

- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等《22》
- <u>外国人が犯罪被害者になることや外国人コミュニティ等に対する犯罪組織</u> の浸透の防止に向けた取組《116》
- 金融機関における外国人の口座開設等(送金・口座振替・デビットカードの利用を含む)の金融サービスの利便性向上に係る取組等《119》

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ(令和7年度一部変更)(概要)

重点事項に係る主な取組

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- ○都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進する とともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援 【文科省】《1》
- ○生活オリエンテーション(日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習)動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境(来日前を含む。)を整備【法務省】《6》
- ○生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等【文科省】《8》
- ○来日前に円滑なコミュニケーション力を身に付けるための海外における日本語教育 環境の普及【外務省】 (9)
- ○日本語教育機関認定の開始及び登録日本語教員の資格制度の円滑な運用 【文科省】《11》
- ○企業等からの教育投資により認定日本語教育機関がニーズに応じた質の高い教育を 提供するモデルの確立【文科省】《12》

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

- ○子育て中の親子同士の交流や子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域 子育て支援拠点事業の実施【こども家庭庁】《34》
- ○住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携により、外国人の子どもの就学状況の 一体的管理・把握を推進【文科省】《37》
- ○外国人材にとって魅力的な子供の教育環境のモデルの開発及び全国の自治体や学校等への横展開の実施【文科省】《47》
- ○公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に 際しての配慮の取組を推進【文科省】《49》
- ○高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度の活用 【文科省】《51》
- ○ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員や通訳の配置による 適切な職業相談の実施、外国人の雇用管理に関する周知・啓発【厚労省】《59》
- ○定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施【厚労省】《63》
- ○年金制度に関する周知・広報の継続・充実【厚労省】《65》

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

- ○「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針を作成、 公表【法務省】《18》
- ○外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進 【法務省】《21》
- ○多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の21言語 への拡大に向けた取組【総務省】《24》
- ○外国人支援を行う地域の関係機関による合同の相談会の実施等【法務省】《28》
- ○外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等に係る検討「法務省」 (31)
- ○やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務省】【文科省】《32・33》

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

- ○外国人との共生に係る啓発月間の創設、各種啓発イベント等の実施【法務省】《69・70》
- ○学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を 推進【文科省】《73》
- ○外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査の実施 【厚労省】《77》
- ○在留資格手続上の利便性向上と正確な情報に基づく円滑な審査の実施による適正な在留管理を目的とした関係機関間の情報連携に向けた取組【法務省】《84》
- ○在留資格手続のオンライン申請等における完全オンライン化の実現及び利便性向上 【法務省】《85》
- ○マイナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上【法務省】《87》
- ○育成就労制度の創設等に伴う外国人材の受入れ環境の整備【法務省、厚労省】《93》
- ○先導的な地方公共団体の取組に対する新しい地方経済・生活環境創生交付金による支援の 実施【内閣官房】《99》
- ○事案に応じた送還形態の一層の充実等による送還及び自発的な出国の促進【法務省】 《104》